

令和6年第8回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年12月5日（木）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （開 議） 令和6年12月6日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1 番 折 中            智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君           |
| 3 番 縫 部 逸 都 君          | 4 番 池 脇 雅 彦 君           |
| 5 番 向 田 清 一 君          | 6 番 末 吉 克 巳 君           |
| 7 番 安 竹            正 君 | 8 番 光 岡 美 里 君           |
| 9 番 中 川 ゆかり 君          | 10 番 柚 木            喬 君 |
| 11 番 奥 村 富士雄 君         | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）      |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君            |
| 副   町   長      | 村 上 明 雄 君            |
| 教   育   長      | 枝 廣 泰 知 君            |
| 技            監 | 錦 織 直 紀 君            |
| 政   策   監      | 鳴 川 雅 彦 君            |
| 総 務 部 長        | 車 地 孝 幸 君            |
| 民 生 部 長        | 藤 本 大 一 郎 君          |
| 教 育 次 長        | 宮            香 緒 利 君 |
| 総 務 課 長        | 西 谷 伸 治 君            |
| 企画財政課長         | 山 本            保 君   |
| 税務住民課長         | 小 路 朱 美 君            |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 河 野 宏 明 君 |
| 保険健康課長     | 中 篤 則 君   |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 建 設 課 長    | 川 上 宏 規 君 |
| 基盤整備担当課長   | 古屋敷 貢 君   |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 見 田 容 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

#### 議 事

##### 日程第1 「一般質問」

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時59分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。

これから2日目、一般質問に入ります。

傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきましてありがとうございます。

また、横浜小学校6年1組の皆さん、1時間余りの時間でありますけれども、非常

に質問が分かりにくい、また、答弁も分かりにくいところもあるかと思いますけど、それなりにしっかりと理解をしていただいて、学習をして帰ってください。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から13問の質問事項が通告されております。

順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番池脇雅彦議員から「定住促進の今後の取組を問う」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 議席番号4番池脇雅彦でございます。通告に従いまして、「定住促進の今後の取組」について一般質問させていただきます。

令和3年4月に策定された坂町第5次長期総合計画によれば、本町の目標人口は、令和11年（2028年）に1万3,200人、令和42年（2060年）に1万5,000人を目指すとされています。

また、本町は国の政策である地方創生に呼応し、人口減少問題へ対応するため、令和3年度に新たな「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合計画との整合性を図りながら、将来目標人口1万5,000人の達成に向けて諸施策に取り組むとされています。

そこでまず、本町の総合戦略についてお尋ねします。

本町が取り組んできた施策の成果、将来の課題について説明してください。

次に、本町の子育て支援対策についてお尋ねします。

本町は優れた子育て支援対策を実施してきたと考えていますが、支援期間が終了すると、町外へ移転するケースが少なくない聞いています。支援期間終了後の町外移転の実態など、支援対策の現状と課題について説明してください。

さて、本年5月に実施した「身近な議会のつどい」では、本町にはコインランドリーが少なく不便との声がありました。また、広島文化学園大学との協議では、町内に

アパートが少ないとの声がありました。直接的な原因ではないかもしれませんが、定住化が進まない原因は案外こういうところにあるのではないのでしょうか。

こうした声に対して、できない、無理だ、前例がないという後ろ向きの、いかにも役人的発想では、何年たっても人口目標値は達成できないと思います。

9月定例会において、吉田町長は9期目を目指すと並々ならぬ決意を表明されました。今こそ誰もやったことのない、それこそ町長が来年度予算編成で職員に指示をされた「革命的な発想の転換」による思い切った定住化政策を打ち出すべきではありませんか。

将来目標人口1万5,000人の達成に向けた定住促進の今後の取組について、吉田町長のお考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「定住促進の今後の取組を問う」の件についてお答えをいたします。

本町では、平成27年度から坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少問題を克服するため、各種施策を展開をまいりました。

御質問の「本町が取り組んできた施策の成果、将来の課題」についてでございますが、施策の成果といたしましては、被災、新型コロナウイルス感染症、物価高など、幾多の困難への優先対応の中、総合戦略に位置づけた基本目標に基づき、三世代同居・近居住宅支援事業や空き家対策などによる移住・定住促進、ベイサイドビーチ坂への物販飲食施設整備による関係人口・交流人口の創出、小屋浦地区活性化事業への本格的着手など、様々な施策の実施により一定の成果を上げているものと認識をいたしております。

将来の課題につきましては、現在、全力で取り組んでおりますが、被災から人口減少が進む小屋浦地区の活性化は、本町全体の復興において必要不可欠なものであると認識をいたしております。

次に、「子育て支援期間終了後の町外移転の実態など、対策の現状と課題」についてでございますが、平成17年度から平成22年度にかけて平成ヶ浜地区に子育て支援住宅を整備をいたし、また、平成29年度には小屋浦地区に子育て支援住宅を整備し、若い世代の定住を促進をいたしております。

町が管理をいたしております子育て支援住宅からの移転につきましては、近年3か

年の実績では、25世帯が退去、そのうち12世帯が町外に転出し、13世帯は町内にとどまっておられます。この12世帯のうち、子供の進学で1世帯、仕事の関係で5世帯、新たに家を購入された方が1世帯、実家に戻られた方が1世帯、単に引っ越しをされた方が4世帯というようなことになっておるようでございます。

また、退去25世帯のうち、18歳に達し、支援期間満了による退去は1世帯となっており、その方も町内にとどまっておられます。

引き続き、退去先に坂町を選んでいただけるよう、切れ目のない子育て支援対策をはじめ、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「定住促進の今後の取組」につきましては、復旧から復興へとかじを切った今、小屋浦地区の活性化が最重要事項であると位置づけており、現在、町有住宅用地などを念頭に、住宅や商業施設の誘致の可能性などについて調査検討を行っているところでございますが、この施策によって創出した小屋浦地区のにぎわいを町全域に波及させ、復興を成し遂げることが本町の人口減少に歯止めをかける最善の方法であると考えております。

また、坂町全体としては、生活利便性、子育て環境、都市部とのアクセスなどの面で居住ニーズはあるものの、供給できる住宅が少ないという課題もあろうかと思っており、現在、鋭意取り組んでおります県道坂小屋浦線や町道坂東環状線などの基盤整備を推進する中で、土地の有効活用ということも検討していく必要があるかというふうに考えております。

引き続き、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、道路整備、教育、文化芸能など、限られた財源の中ではありますが、私以下、全職員が一丸となって、創意工夫を凝らしながら、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 今後の取組について、吉田町長のお考えをお伺いいたしました。吉田町長の御答弁ですから、コインランドリーやアパート、この辺りも掛け合ってみようかのかいというような御答弁かと思いましたが、若干、ちょっと私も、もうちょっとその辺りは期待してたわけですが、御答弁のとおり真摯に取り組んでいただきたいと思います。

この際、吉田町長に一言申し上げたいことがございます。

これまで吉田町長は役場職員とともに8期32年の間、坂町のまちづくりに全力で取り組んでこられました。そう思っております。その中でも、今、質問しております定住促進というのは、本町のまちづくりの基盤となる取組であると思っております。これからも、将来にわたり、先ほど一丸となると言われましたが、吉田町長をキャプテンとするチーム坂町が一丸となって、不断前進のたゆまぬ努力で取り組めば、人口1万5,000人という目標は必ずや達成できると考えております。

そのためには、先ほど来、御答弁いただいている内容に加え、誰もがあつというようすばらしいアイデアによるダイナミックな定住促進の取組を通して、日本一のまちづくりを今後の吉田町政に期待するところであります。

そこで、最後にもう一度、そう心配しなさんなと、どんと私に任せとけと、このような吉田町長の力強い決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 非常にありがたい御質問をいただきました。今、答弁を申しましたとおり、町内全域がやはり将来にわたって活気のある、そういうまちづくりを目指して、私以下、全職員一丸となって取り組んでこれまでどおりまいっていききたいというふうに思っております。

特にそういう中で、やはり坂町は平地が少ないわけでありまして、加えて地価のほうも非常に高騰しておるような状況もあり、非常に難しい問題も起こっておりますし、また、今、皆さんがお住まいの市街地も、道路が狭隘というようなこともありまして、そこらのことにつきましても、やはり地域と一体となって、この地域をどうしたら地域住民と行政とでよくしていくかと、そういうこともまたしっかり各地区住民福祉協議会の皆様方とも相談をしながら取り組んでいきたいと思っておりますし、また、道路も、先ほど答えさせていただきましたけども、県道坂小屋浦線、あるいはまた町道東環状線、ここらがうまく完成をしますと、また新たな市街地も形成される可能性も出てきておるわけでありまして、そういう狙いもありまして、これも、今、整備をいたしております。これは将来にわたっての長いスパンになろうかと思っておりますけれども、やはりこれらをしっかりと将来に向けて、皆で同じ目標を持って取り組んでいくということが、この町をさらに成長させることにもつながってくると思っておりますし、もう一点、最も大切なことは、やはり人づくりは教育であります。この教育がゆがんだ教育にな

ると、なかなか真つ当な若者を成長させていくことができなくなるのではないかというふうな思いも持っております。これも将来にわたって、坂町にとりまして、教育が一番大切なことだというふうに思っておりますので、そこらも併せながら、全職員一丸となって、新たなまちづくりを目指して、人口も当然1万5,000人を目指して頑張っていきたいというふうに思っておりますので、何はともあれ、そのためには議会の皆様、多くの住民の皆様の御理解と御協力がなければ、これもかなわないわけがありますので、そういう面で、どうぞこれからもひとつよろしくお願いを申し上げまして、ちょっと歯切れがよかったか悪かったか分かりませんが、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番光岡美里議員から「災害時避難行動要支援者への支援の取組」について質問願います。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 「災害時避難行動要支援者への支援の取組」の件について伺います。

個別避難計画とは、災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障害者等（災害時避難行動要支援者）がどのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し、作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画で、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

坂町においても、昨年度、住民説明会を行い、計画作成に着手されているところです。

そこで、以下の事項について質問いたします。

個別避難計画作成の対象者が全体で何人おられ、そのうち作成されている方は何名か。

個別避難計画に沿った避難訓練の実施に向けた取組は。

避難行動要支援者が安全に避難するための環境整備の進捗は。

以上、町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害時避難行動要支援者への支援の取組」の件についてお答えをいたします。

個別避難計画は、高齢者や障害者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための個別計画で、令和3年5月に災害対策基本法の改正が行われ、計画の作成が市町村の努力義務として規定され、当町においては、昨年度は要望のあった13地区において個別避難計画の説明会を行い、本年度は避難行動要支援者管理システムを導入し、本格的に個別避難計画の作成に取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の「個別避難計画作成の対象者が全体で何人おられ、そのうち作成されている方は何名か」についてでございますが、令和6年6月11日現在、個別避難計画作成の対象者は、75歳以上の一人暮らしの高齢者及び75歳以上のみで構成される高齢者世帯など、対象範囲を定めており、全体で対象者は1,955人でございます。このうち計画を作成されている方は38名となっております。

御質問2点目の「個別避難計画に沿った避難訓練の実施に向けた取組は」についてでございますが、各地区住民福祉協議会の自主防災会が主催する避難訓練等の中で、今年度、1地区の自主防災会において、支援者が個別避難計画に沿った災害時の避難における実効性を検証する取組を行っております。

引き続き、地域と連携を図り、個別の避難訓練に向けた取組を町としても支援をしてまいります。

御質問3点目の「避難行動要支援者が安全に避難するための環境整備の進捗は」についてでございますが、坂町地域防災計画において「要配慮者に配慮した環境整備」を掲げており、避難所等を指定する際には、土砂災害警戒区域等、危険な区域ではないことを前提に、空調の整備やエレベーターの設置状況、トイレの状況等、バリアフリーを基本とした施設を指定しております。

また、避難所等の看板には平仮名表記を基本とし、災害種別は丸・ペケで表示するなど、どなたでも御理解いただけるよう配慮をいたしております。

さらに、今年9月には福祉避難所の機能を備えた「ほほえみタウン坂」が開設し、避難行動要支援者の方が安全で安心して避難いただける環境の整備に努めております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 計画作成の状況はよく分かりました。

まず、1点目で作成の対象者についてお伺いします。

対象者が1,955人というところでしたが、これ、対象となっていますけど、全員が全員、必ずしも計画が必要なわけではないと思っております。といいますのも、年齢ですとか世帯構成といった条件に合っている、本人自身が元気で活動できる方ですとか、逆に施設に入所されてる状況にある方とか様々いらっしゃると思います。そうすると、対象者の中でも本当に計画が必要な人が絞り込めるとは思うんですが、そういう方は実際には何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

令和6年6月11日現在の対象者1,955名のうち、同居人がいる方が1,018名で、介護施設、障害者施設への入所者が68名、既に計画を作成されている38名、この方を除くと831名が優先度の高い避難行動要支援者となると考えております。

まず、優先して個別避難計画を作成する対象者の絞り込みの方法なんですけども、まずは住民福祉協議会の会長からこの個別計画を作成する場合の協働をいただきまして、その対象者が避難行動要支援名簿同意者である方、土砂災害の危険性が高い地域に住んでいる方、介護サービス事業所などの福祉専門職がついている方、自力で避難ができない方を条件に絞り込みを行い、優先して個別避難計画を作成することとしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 大変よく分かりました。

であれば、計画策定に至っていない831名の方への強いアプローチが必要になってくると考えます。計画作成に向けたアプローチですが、そこら辺の対策はどのように、今後、取り組まれる予定なのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） 今後、個別避難計画を作成する際に、本人の同意や支援者の確保が課題となってきます。

本人の同意につきましては、本人が信頼している介護支援員とか民生委員の方などの関係者から説明をしていただくことによって、本人の同意が得られやすくなるかと考えております。

また、本人の同意を得る場合には、家族の同席をしていただいて、本人に寄り添っ

た丁寧な説明を行うことで、また本人の同意が得られやすくなると考えております。

支援者の確保につきましては、支援者を1人として限定するのではなく、複数人にしたり、団体名で登録したりいうことを可能にしております。また、避難支援者を避難サポーターと呼ぶことで、支援者の精神的な負担の軽減を図ることに取り組むことを行うことにより、支援者の確保につながると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 支援サポーターという表現、とてもよいと感じました。また周知のほうを引き続き期待したいと思います。

続いて、避難訓練についてお伺いします。

避難訓練を実施、今年度、1地区の自主防災会において実施されたというところで、個別避難計画に沿ってやってみて、どういうふうな状況だったかということが、実効性を検証されたというところなのですが、こちらについて、そこから見えてきた課題などをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

今年6月に西側地区の自主防災会が主催して避難訓練を行いました。その中で、個別避難計画作成されている方の支援者が本人に代わって車椅子での避難を、自宅からシモハナホールまで車椅子を利用して想定した訓練を行いました。その際、町の職員もオブザーバーとして参加しております。

参加された支援員からは、下り坂で複数人でロープで車椅子を支えるところがあったんですけども、その際に、想定していたよりも重かったというような意見が出ました。支援者が少ない場合は避難経路の変更等、計画の改善も必要ということで検証できたと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 実際にやってみて、避難経路の変更が必要かもしれないというところが見えてきたですとか、思ったよりも重くて、もっと人手が必要になるかもしれないといったところ、実際やってみないと分からなかったことだと思います。

そこで、最後にお伺いします。

ほかの地域での個別避難計画に沿った避難訓練、必要になってくることと思います。計画的に実施していくことが求められていくと思うのですが、最後に、今後、どのようにほかの地域でも進めていかれるおつもりなのか、計画的なところを具体的にお示しください。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） 本年度は1地区、実際に計画に沿って避難訓練を行いました。ほかの地域におきましても、自主防災会と連携いたしまして、計画が作成されている方が実際に計画どおりいくかどうか進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克巳議員から「坂町における子育て支援環境の現状は」について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 「坂町における子育て支援環境の現状は」の件について質問させていただきます。

現在、坂町は妊娠期から出産・子育てに関する相談支援を保健師・役場職員が切れ目なく一貫して行う「坂町版ネウボラ」を実施しています。

出産前では、母親学級、母子健康相談等、出産準備をサポートするための教室を開催し、産後は生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して、相談・アドバイスをを行う「乳児家庭全戸訪問」等を実施しています。

様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に努めています。

学童期では、留守家庭児童会、子育ての相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター事業」を利用することができます。

さらには、今年の4月1日からこども医療費助成制度の対象者が高校3年生まで拡充され、所得制限を撤廃し、子育て世代に対して医療費の負担を減らし、より生活しやすい環境に取り組んでいます。

坂町は子育てしやすい環境が整いつつありますが、子育て支援環境の現状について、以下の質問をいたします。

1、坂町版ネウボラの現在の状況は。

2、ファミリーサポートセンターの現在の利用状況は。

3、金銭的・時間的な負担を軽減する取組として、おむつの定額利用サービス「おむつのサブスク」による支援を町内各保育園、こども園に導入を検討しては。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町における子育て支援環境の現状は」の件についてお答えをいたします。

本町では、誰もが安心して子供を育てられる環境が求められており、家庭、行政、地域社会の連携による地域ぐるみの子育て環境の整備を図っていくことが重要と考えており、これまで子育て支援住宅の住環境整備、小中学校・留守家庭児童施設の教育環境の整備、こども医療費助成制度の拡充、保育園・小中学校の物価高騰による食材費の助成など、子育て支援を実施しているところでございます。

御質問1点目の「坂町版ネウボラの現在の状況は」につきましては、本町は妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を母子保健推進員や子育て支援センターと連携をしながら住民及び地域に密着した支援を行っており、特に坂町版ネウボラの特色といたしまして、母子保健推進員が積極的に地域の子育て家庭への訪問や声かけ、各種行事への御支援をいただいております、地域において安心して子育てができる環境づくりの一翼を担っていただいております。

また、子供の発達や障害などの相談につきましては、本年9月に開設をした「ほほえみタウン坂」の児童発達支援センター「ぐるんぱさか」と連携をしながら対応しているところでございます。

さらに、今年度から母子保健アプリの試行運用を予定しており、妊婦や保護者が必要な情報を素早く簡単に得られることで、子育てに対する不安や負担の軽減につながるものと考えております。

今後、DXへの対応とともに、これまで同様に顔の見える関係を重視した「坂町版ネウボラ」をしっかりと推進していきたいと考えております。

御質問2点目の「ファミリーサポートセンターの現在の利用状況は」についてでございますが、ファミリーサポートセンターは坂町社会福祉協議会へ委託をし、事業を実施をしているところでございます。

現在の利用状況でございますが、本年4月から10月末現在における利用状況は実働日数74日、220時間となっております。

御質問3点目の「金銭的・時間的な負担を軽減する取組として、おむつの定額利用サービス「おむつのサブスク」による支援を町内各保育園に導入を検討しては」についてでございますが、なぎさ若竹こども園、横浜若竹こども園におきましては、令和4年度から「おむつのサブスク」を導入し、希望する保護者には利用していただいているというふうに伺っております。

また、坂みみょう保育園、小屋浦みみょう保育園につきましても、「おむつのサブスク」の導入について検討していると伺っております。

引き続き、誰もが安心して子供を育てられる環境整備に努めてまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 坂町の子育て支援環境は非常に充実したものがあまして、今、町長の答弁にありましたように、おむつのサブスクが、現在、横浜若竹こども園、なぎさ若竹こども園が実施しているということで、また、坂みみょう、小屋浦みみょうのほうも、今後、検討しているという話を聞きまして非常に安心しました。

広島市のほうがこの夏ぐらいでしたか、試験的におむつのサブスクを取り入れてる話を聞いています。そういったおむつのサブスクが全国的にも広がっている状況で、坂町も先進的に既に始めているということで、非常に安心しております。

そのサブスクリプション、定額サービス、一定の料金を保育所に支払って、保育園のほうがおむつの在庫を持った状態で、おむつを取り替えたりとかする。保護者のほうがそういったおむつを持っていなくてもいい、一定料金を払った状態でそういったことをサービスをしてもらうというサービスですが、これ、実際、現在の状況は横浜若竹となぎさ若竹こども園が実施している状況ですが、その実際の状況を教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

なぎさ若竹こども園、横浜若竹こども園でおむつのサブスクの導入はしておりまして、対象児童はゼロ・1歳クラスで利用されている方は7割から8割と聞いております。利用されていない保護者は、産休中の短期間保育とか子供さんの肌アレルギーなどメーカーにこだわりがある方、それとおむつが取れる時期という方などが利用していないということを聞いております。

利用されている保護者からは、毎朝、おむつを用意しなくても済むということと、保育士におきましては、子供ごとにおむつの管理がなくなったということで、ゆとりを持って保育ができると伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 実際、7割から8割の方が利用されているということで、非常に安心しております。

このおむつのサブスク、本当に利用したら物すごい助かる部分があると思いますので、今後、小屋浦みみょうと坂みみょうが実施されるのを注視させていただきたいと思います。

2問目の質問に入ります。

現在、坂町はファミリーサポートセンター事業が行われまして、答弁のほうでは、今年の4月から10月では74日間利用されているということですが、このファミリーサポートセンター事業ですが、おねがい会員とまかせて会員の方が登録して利用する必要がありますが、平日の場合は1時間当たり600円で、おねがい会員が、実際、600円を持ってまかせて会員のほうに直接お渡しする、そういったファミリーサポートセンターのサービスが行われています。

実際、まかせて会員に補助金を出してはどうかというのを質問させていただきます。

実際、今現在は600円で利用できますが、それを1,000円とかにして、町のほうから補助金を出して、まかせて会員ほう、お願いする会員は600円で利用できます。非常に安くて利用しやすいです。まかせて会員のほうが600円で子供を預かるという状況ですが、それを1,000円ぐらいにして、町から補助してはどうでしょうか。

現在、利用料金が8年前から全然変わっていない状況でございます。物価高騰の影響も踏まえたこともありまして、まかせて会員に補助金を検討されたら、よりモチベーションが湧いて、意欲が湧くのではないのでしょうか。そういったことを考えてはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は住民同士による子育て支援をコーディネートす

るもので、共助を支える取組でございます。

まかせて会員の報酬につきましては、ボランティア精神の観点から、利用しやすい料金設定をしています。報酬が少ないから会員にならないとか、会員から増額してほしいという声は今のところ伺っておりません。なので、現在、町からの補助は考えておりません。

なお、まかせて会員の登録状況ですが、令和5年度で39名の登録、令和6年10月末で46名、昨年度より7名増加している状況であり、引き続き、広報などで啓発を行い、まかせて会員の登録数を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このファミリーサポートセンター事業、補助金をつけるのは難しいということでしたが、答弁は難しいことですが、そんな状況でも、今現在の状況で7名の方が、39名から46名に増えているということで、非常にやりやすい状況でもあるのか、ボランティア精神の部分もあるのではないかなと思います。でも、今後、上げる時期が来たとしたら、そのときは検討を考えてみたらどうではないかと思っています。

ということで、3問目の質問に入ります。

坂町版ネウボラで行っております伴走型支援について質問させていただきます。

伴走とは伴って走る、ゴールを目指すランナーに寄り添って走るという意味が伴走というものにはございます。そういった意味を持つ伴走型支援ですが、実際、この坂町版ネウボラの伴走型支援というものは、具体的にどんなものを行っているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

伴走型支援は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行うことございまして、具体的には、母子健康手帳交付時の保健師による面談、出産前にはアンケートや電話による相談対応、出産後には家庭訪問、子育て期には保健師や母子保健推進員による健診や保健事業への参加勧奨、相談対応を行い、保護者及び乳幼児が安心・安全に生活ができるよう支援しているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 本当にきめ細やかな伴走型支援をされていることに対して安心しました。

4問目に移りたいと思います。

4問目、町長答弁にもありました、今年度から母子保健アプリの試行運用を予定しているということなのですが、この母子保健アプリというのはどんなものなんだろうか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

こども家庭庁から発表されましたこども政策DXの推進に向けた取組方針2024では、子育て世帯に必要な情報を的確に育てる仕組みの構築や、母子保健DXとして、母子健康手帳や健診、予防接種の電子化等の取組を民間の子育てアプリを活用して推進していくこととされております。

母子保健アプリは、具体的には妊娠週数や子供の月齢など、個々の状況に合わせた情報をアプリ上で時期を逃がさず発信できる、また、複雑化する予防接種のスケジュールの管理がアプリ上ででき、接種忘れを防止できるというものでございまして、今後はこのアプリを活用しまして母子健康手帳を電子化、アプリで管理するとか、乳児健診の受診票の作成であったり、予防接種の予診票をアプリで作成できるようになるというアプリでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 母子健康保険アプリ、非常にびっくりしております。

この母子保健手帳のほうがアプリになるというのは非常にありがたいことでございます。実際、予防接種が非常に複雑で、また、何年の何月の何の時期に来る、それがたまに忘れたりもします。このアプリで管理できるのは本当にありがたいことでございます。ぜひ導入して、利用しやすい環境になることを願っております。

最後の5問目の質問に移りたいと思います。

現在、坂町の子育て支援、このたびDX化も進みまして、非常に調べれば調べるほど、紹介し切れないぐらいたくさんの子育て支援が行われております。実際、妊娠期

には思いやり駐車場利用証の配布だったり、3人乗り自転車、そしてチャイルドシート  
のレンタル、そういったことまで行われております。

坂町保健事業計画も年度初めの4月には、こういったものをよく年度初めの坂町広  
報によくついてくるものなのですが、これでしっかりと子育て支援の開催、母親学級  
とかが日程が書かれております。

出産を予定される方にも、母子健康手帳を受け取る時にもお渡ししてるみたい  
なのですが、実際、母親学級など各種子育て支援の講習会など、開催時期などのお知  
らせはどのようにされているのでしょうか。この質問で自分の最後の質問とさせてい  
たきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

母子保健事業につきましては、母親学級や健診など、お子さんの月齢に応じて様々  
な事業を実施しております。該当する方へは母子保健推進員が直接訪問して通知を配  
布するとか、保健師から電話や郵便でのお知らせを行っています。

今後は先ほどの母子保健アプリも一緒に活用しながら、今の取組に加えて、個別の  
情報発信もして、皆さんにお知らせしていくと、そういうふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時とさせていただきます。

（休憩 午前10時49分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「未来の水泳環境を考える～町内プ  
ール施設の現状は」について質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「未来の水泳環境を考える～町内プール施設の現状は」の  
件についてお伺いします。

9月定例会で町内プール施設の活用状況を質問しましたが、今回は施設の現状をお

聞きしたいと思います。

昭和41年8月、横浜小学校に町内で初めてプール施設が完成しました。その後、昭和44年8月小屋浦小学校、昭和45年7月坂小学校、昭和59年7月に坂中学校のプールが完成し、町内の学校施設全てにプール施設の環境が整いました。

坂中学校と同年の昭和59年6月には、B & G財団坂海洋センタープールも完成したときは、これまでにあった町内のプール施設と違い、外壁をテントで囲ったプール施設に未来を感じ、活気が出ていたのを思い出します。

海洋センターは昭和62年7月に坂町へ無償譲渡され、平成27年にプールの大規模修繕がされて、現在に至っています。

これまで各学校施設も修繕を繰り返しながら大切に使用していただき、長い施設では完成より58年が経過しています。

世の中の状況も大きく変化している中で、プール施設の環境・安全等は現状のままではよいのか、町当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「未来の水泳環境を考える～町内プール施設の現状は」の件についてお答えいたします。

昭和41年の横浜小学校プール完成以来、町内の学校プールは子供たちの水の事故の防止や水泳技術の習得の場として、また、B & G海洋センターのプールは地域住民の体力向上や健康増進の場として長きにわたり利用されてまいりました。

さて、御質問の「世の中の状況が大きく変化している中で、プール施設の環境・安全等は現状のままでよいのか」についてでございますが、現在のところ、大規模な改修計画はございません。

しかしながら、施設の老朽化は否めず、今後も安全な利用を確保するためには、定期的な点検・補修が不可欠でございます。

さらに、昨今の気候変動による猛暑など、プールを取り巻く環境も変化しており、安全対策の強化が求められております。

つきましては、プール施設の維持管理について、以下の点に留意しながら取り組んでまいります。

まずは、定期的な安全点検を実施し、老朽化等が認められる箇所については、速やかに修繕を行ってまいります。また、必要に応じて耐震補強等の補修工事を実施し、

地震などの災害に備えてまいります。さらには、学校プールの猛暑対策として、プールサイドに人工芝を設置していくことなどを検討していきたいと考えております。

一方で、安全管理に係る人員面において、一般開放時のプール監視員等の確保に苦慮しているという課題もございます。今後、プール施設をどのように維持管理していくべきか、様々な角度から検討していく必要があります。

9月定例会で申しましたように、町民の皆様にも愛され続けてきた既存のプール施設を有効利用していくことを念頭に置き、今後も安全・安心に利用していただけるよう、必要な補修等を行いながら進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 答弁をいただいて、大規模な改修計画はないということでしたが、私が予測していたよりも好ましい内容でしたので、確認の意味も含め、再質問したいと思います。

各小学校のプール施設が完成してから54年から58年が経過しており、どの施設も道路に面しています。昭和に建設され、当時は時代に沿ったものと思われます。しかしながら、現在のプール施設では、近隣を含め、道路に面したプール施設は外から見えにくい状況をつくっています。

坂中学校のプール施設の場合は、周りを樹木で囲まれているため、外部からは見えない状況です。時代とともに世の中の変化があるように、施設の利用者を守る意味でも、プール環境も変わる必要があるのではないのでしょうか。

各小学校プール施設の外壁フェンスを見えにくいものへ改修または修繕を考えていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

各小学校ともプールのフェンスは金網のフェンスで造られており、位置も道路に面しておりますから、外から見える状況になっておるといのは承知しております。

また、近年はスマートフォン等の普及により、簡単に撮影できることから、教育委員会としても危惧しているところでございます。

今後、例えば今のフェンスの改修ということもありますが、今現在のフェンスに目隠しシート等を張ることができるかどうかというようなことも含めて調査検討してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） ぜひそのように検討していただきたいと思います。

次に、海洋センタープールについてお聞きします。

質問にもありましたが、平成27年に大規模改修を行っております。そのときには、B & G財団より補助金も頂きました。改修前より明るくきれいなプール施設になって、そこで活動する団体等は喜んでおりましたが、床面がきれいになり過ぎて、つるつるになったため、滑りやすくなりました。滑りやすいところには芝マットなどを敷いて応急処置はしていただいておりますが、それに注意の看板を立てたり、利用者には必ず滑りやすいので走らないようにしましょうと注意喚起を行っていただいております。それでも、行事のたびに滑って転ぶことがあるのが現実です。

今のところ、大事に至るような事故は起きていませんが、全面に滑りにくい工夫を考えていただき、利用者に安全・安心に利用していただける施設にしていきたいと思います。

答弁に、プールサイドに人工芝を設置していくことなどを検討していきたいと考えておりますとありましたが、海洋センタープールには現在も一部人工芝を敷いてあります。全面と捉えていいのでしょうか、各学校プールへの設置も同等と捉えていいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、現在、B & G海洋センタープールにつきましては、プールサイドについて、滑りにくいような工夫をして、声かけ等も行っておりますが、やはり子供はどうしても声かけをしてもちょっと走ってしまったりすることがあるので、滑ってこけたというようなところも聞いております。

また、シャワーを浴びてからプール施設に入るところまでとテントの外側につきましては、現在、敷いておりません。

小学校のプールにおきましても、3か所ともブロック敷きがあるので、人工芝は敷いておりませんが、近年では、猛暑により地面が焼けて、滑りもありますが、やけどのおそれもある状況でございますので、そちらにつきましては、できる限りのところ

を敷いていけるような対策を取らせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） できる限りということではなくて、現在、海洋センターのプールなんかも、応急処置を取っているところ以外に、走らなくても滑るという状況にあります。そのところも考えた上で、全面に芝を敷くような形でしていただきたいと思います。

次に移ります。

次も海洋センタープールのことなんですが、海洋センタープールは外壁をテントで囲ってあるということはさきにも申し上げました。他の町内プールより少しの期間長く使用できるのが利用者にとっては大きな魅力です。

そのため、プール掃除など、坂町体育協会水泳部、坂中学校水泳部、スポーツ少年団である童泳会が職員指導の下で長年行っております。それは、利用する子供たちに自分たちが利用する施設を清潔に安全にすることも目的の一つではありますが、清掃することで施設に愛着を持ち、大切に思う心が教育の礼節につながるのではないかと考えるからです。

しかしながら、近年の温暖化にもかかわらず、利用期間が短くなっています。現在では5月の天気の日でも外プールと変わらない気温、水温であるため、何年も換気扇を止めてもらったり等々、あらゆる面で手を尽くしても解決できないでいましたが、一つ思い当たるのは、外壁テントのつなぎ目が空いている状況です。それは天井部分です。このことは課長にも現場確認をしていただいておりますが、温度が上がらない状況に関して、行政のほうでも検証や対策をしていただきたいと思います。

老朽化が認められる箇所については、速やかに修繕を行うという答弁でしたので、期待してもよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、B & G海洋センターのプールの外壁テントにつきましては、平成27年度の大規模改修のときに、一旦、取り外して、再度、取り付けたため、強度が弱くなっていることは承知をしております。

現在は穴が空いたところとかなんかに、それようなパッチ等を貼らせていただいて

対応しておりますが、議員おっしゃいますように、天井のつなぎ目部分が少しずつ開いてきていることも確認をいたしております。このことが水温が上がらないことの一つの原因かどうかにつきましては、先ほど言われたように、検証等をさせていただく必要があるかと思います

また、速やかに修繕というところではございましたけども、こちらにつきましては、安全・安心という言葉が先ほどから出ておりますけれども、これを放置しておくことによって、利用者に対する安全が確保できない場合については、もちろん速やかに修繕をさせていただくんですけども、またそういったふうな対応でさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 安全・安心に使用できるかどうかということであれば、やっぱり温度が上がらないということは、すごく利用者にとって大事な面でもありますので、速やかに対応していただきたいと思います。

次に、答弁の中に耐震補強等の補修工事を実施ということがありましたが、現在、分かる範囲で耐震補強の修繕、それをお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 耐震の補修につきましては、現在のところの計画はございませんけども、必要に応じてというふうに答弁の前に付け加えさせていただいておりますが、もし今後、使っていく中で、これを放置しておく、地震が来たときに危険だというような点検調査の結果で出てきた場合に対応させていただくというふうな考え方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 必要に応じてという言葉は、なかなか取り方によって難しいなというふうに、難しい言い回しだなというふうに思います。そこにこだわらずに、期待したままで次に行きたいと思います。

プール施設の現状を知ってもらった上で、安全・安心に使用できるようにという思いで質問しましたが、教育長の見解もお伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　ありがとうございます。

先ほどの耐震化の件については、現在のところ、御安心ください、大丈夫ということでございます。

既存のプールの施設を、これを有効利用していくということについては、まずは安全・安心の確保が最優先であるというふうに考えております。そのためにも、利用者の皆様の御意見に耳を傾けながら、今後も安全・安心にプール利用していただけるよう、適切な維持管理を行ってまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　１１番奥村富士雄議員から「地域ポイント発行で地方創生を推進しては」について質問願います。

奥村議員。

○１１番（奥村富士雄議員）　「地域ポイント発行で地方創生を推進しては」の件で御質問いたします。

国が「地方創生」への取組を始めて１０年が経過しますが、全国的にその成果がなかなか出ていないようです。新たな政権は今後地方創生への予算を倍増する計画とのことです。本町としても地方創生を通じて災害からの復興、新たなまちづくり、地域活性化を推進していく必要があります。

今までの一般質問に「高齢者いきいき活動ポイント制度」等の導入についての質問がありましたが、多くの財源を必要として、介護保険料の増額にもなるので、慎重に検討することが必要であるとの答弁でした。

ポイント制度については、特定世代でなく、地方創生という観点で、広く一般町民や町外の人を対象にしての地域ポイントとしての取組はいかがでしょうか。地域ポイントを多世代の地域活動やボランティア活動の推進、コミュニティーや地域経済の活性化、地域課題の解決や地域のにぎわいを創出するために活用していきます。

また、「悠々健康ウォーキングの町」としてウォーキングの推進をしていますが、歩数に応じてポイントを付与することにより、健康づくり、まちづくりをはじめ、継続のために支援していきます。

国の地方創生交付金を活用し、地域ポイントの導入により、地域の持続的な発展を目指し、町民が安心して暮らし、働き、育てることができる社会をつくり上げることは地方創生推進にとって重要であると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域ポイント発行で地方創生を推進しては」の件についてお答えをいたします。

人口減少問題の克服に向けて、全国の自治体が地方創生の取組を進め、10年が経過をいたしました。本町におきまして、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、様々な施策を展開しながら人口減少問題に取り組み、一定の成果を収めているものと手応えを感じているところでございます。

こうした中、本年10月に新内閣が発足し、国の総合戦略につきましては、「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置され、今後、10年間に集中的に取り組む基本構想を策定する考えが示されました。

また、地方創生に取り組む自治体に配分する「デジタル田園都市国家構想交付金」は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に改められ、交付金額も当初予算比で倍増される見込みとなっておりますが、その使途や配分額など、詳細は示されておられません。

御質問の町内外の方々を対象とした地域ポイント制度についてでございますが、過去の一般質問におきまして、高齢者いきいきポイント制度は多額の経費を要する旨をお答えをいたしており、対象をさらに拡大するということになりますと、その財源をどう確保していくかがより大きな課題となります。

本年度のデジタル田園都市国家構想交付金では、地域ポイントのような金券等の発行費には充当できないこととなっている中、新たな国の交付金での扱いは不透明であり、また、一旦制度を導入いたしますと、継続して実施していく必要がございますが、将来的に国の交付金が継続される保証もございません。

また、有効性や必要性につきましても、とりわけ本町におきましては、こうした制度がなくとも、住民福祉協議会や青少年育成坂町民会議、老人クラブ等の各種団体の御協力により、良好なコミュニティーが形成され、地域活動や健康づくり活動等に多くの方々に御参加をいただいておりますことから、ポイント制度の導入につきましては、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

引き続き、国の地方創生施策の動向を注視をしながら、現在取り組んでおります小屋浦地区の活性化をはじめ、移住・定住、子育て支援、にぎわい創出など、坂町らしい地方創生に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 高齢者いきいきポイントの質問は何回も出て、前回も出ておるわけなんです、かなりの費用がかかるということで、慎重に検討するというような御答弁ばっかしじゃったんですよね。

それで、ここの中に書いておりますように、住民協やいろいろ老人クラブとか各種団体の御協力ということで、ポイントがなくても、そういったものが活動がなされているという現実があるということに答弁なっておりますけども、地区ではやはり、今、高齢化してしまって、活動が今後どういうふうに続けていかれるかということが非常に懸念されとるわけですね。

そういう中において、高齢者だけでなしに、特に若者を対象にしても、例えば地域の活動に参加するボランティアを行う、それについてのポイントを付与していくということは非常に有効じゃないかなというふうに考えとるわけですね。やはり地域の今後の継続というか、継続、維持していくために、今の高齢化して先行きが不安な地域を活性化していくために、こういったポイント制度が必要じゃないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。そういう意味での、ただ高齢者だけでなしに、全体でのポイント制度ということですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることも理解はできる部分もあるというふうに思いますが、一つは、やはり今もおっしゃったように、若い世代の地域活動への参加云々というようなことも指摘がございましたけれども、いずれにしましても、今の現状を維持しながら、先ほどもちょっと申しましたけれども、やはり教育が人づくりでありますので、そこに焦点を置き、やはり地域の状況を子供たちがよく理解をして、そして、将来、自分たちがどういう貢献をしていかなければならないかというようなことも、ぜひともこれからの教育の中で組み立てていければ非常にいいんじゃないかというふうな思いを持っております。現状と将来展望をしっかりとマッチングをさせながら、両方を前進させていくことがこれからの地域の停滞を防ぐことにもつながってくるんじゃないかというふうに思っております。

それに加えて、先般からいろいろ問題になっておりますけれども、103万円の壁の問題、これらももしどなたかの政党がおっしゃられるように、178万円まで上限

が上がってきますと、またそれが壁になるわけでありますけれども、その時点で、今の推計では、坂町では税収が１億７，０００万円ショートするという、減るということになってくるわけでもあります。やはり今のこの本当に大変な国の状況もしっかり見極めながら、あらゆる施策を講じていくことも、今のちょうどこの時期、この時代に大切なことではないかというふうに思っております。

そういう中で、いかにして地域住民の幸福度を高めていくかというのが行政にも与えられた課題であり、また、議会にも与えられた課題だというふうに思っております。

もう一度、言いますけれども、教育は人づくり、これはやはりどこの自治体にも負けないような、そういう体制をつくっていくことが将来にわたって最も重要なことだというふうに考えております。そのことが将来的に地域、この坂町を守って、坂町が坂町であり続ける一つの要因になってくるんだというふうに思っておりますので、ぜひとも議会と行政は車の両輪であります。是々非々でいろいろなこともあろうかと思いますが、そういう思いを一にして、これからも取り組んでいければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○１１番（奥村富士雄議員） 基本としては教育が大事だということなんですが、一つの手段として、ポイントの有効性というか、最近は結構ポイントを集める人たちが多いもんでございまして、例えば高齢者いきいきポイントについても、例えば地域活動に参加したりとか、そういったことでポイントを付与して、何がしかの金券を与えるというようなやり方をやりよるんですけども、そういう面を拡充して、いわゆる費用対効果じゃないんですけども、それだけの多額の費用がかかるということなんだけども、それ以上の効果が出れば、私は取り入れてもええんじゃないかというふうに思うわけなんですけども、特に最近、さっきも申しましたように、住民協への参加が少ないとか、あるいは、ボランティアなんか活動しても、少なくなってきたおると。非常にポイントカードとかそういったものを持っておると、それにたまるということが非常に励みになって、参加する率が高まってきておるというようなことがあるわけですね。

今、いきいき百歳体操では貯筋通帳というて、来たら判を押すというのがあるんですよ。これはただ判を押すだけで、見返りいうのがないわけなんですけど、見返りは自分が健康になるのが見返りじゃいう話をするんですけども、そういったもんで、一

つは、例えば坂町のうめじろうカードかいうのを作って、来たら判を押すとかいう形にして、あとは薄い見返りをしていくいうのも一つの方法じゃないかなというような気がするんですよね。例えば100円で1ポイントして、たまったら、広島市みたいに1万円キャッシュバックするというようなことがありますけども、そんなことじゃなくてもいいんで、坂町のそういったまちづくりカードみたいなのを作って、スタンプを押すことによって、少しは還元するというような形を取れば、例えば若者の選挙やなんかについても、投票に来たらちょっとポイントを与えとかいうふうにすれば、投票率も高くなったりするんじゃないかと思うんですけども、そういった取組ですよ、ただ単にポイントをためて現金化する、換金するというような意味じゃなくて、自分はこれだけ参加してきたんだというような実績づくり、継続という中でのそういうポイント発行というようなことでございます。

そこら辺についてぜひ検討していただいて、それに対しての、高くかかるいうことであれば、費用対効果をやっぱり積算していく必要があるんじゃないかと思いたすけども、いかがですかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよく分かります。ただ、物を与えれば協力するよいうことが本当に地域の活動の中でいいことなのかのというのをちょっと私は疑問があるわけでありす。やはりお互いに地域は地域で協力し合って守っていくという、今はそういう状況でないわけですから、そういうことにならんのかも分からないんですけども、やはりそれはいろいろなこれまでの経過の中でそういうふうになっておるんだというふうに思いたすけども、また仮にそういうことを提案されるんであれば、ある程度、今、地域の住民協さんのほうにも町を通じて、あるいは社会福祉協議会を通じて、住民協さんにある程度の活動を支援する施策は講じておるわけでありまして、そこらももう一度見直しながら、今、言われたことにつきましても検討をしてみればというふうに思いたすので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 5番向田清一議員から「留守家庭児童会での対応について」質問願います。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 「留守家庭児童会での対応について」お伺いたします。

小学生の子供を持つ家庭にとって、放課後児童クラブと言われる「留守家庭児童会」

は心強い存在です。特に共働き、シングルなど、仕事をしつつ子育てをしている家庭では、留守家庭児童会の利用は必須だと考えます。

当町では、本年の夏休みから長期休業期間限定での入会を認め、保護者の方は安心したのではないかと考えています。

しかし、学校現場では、令和5年度には全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は11年連続で増加し、34万6,482人で最多を更新している。また、いじめの認知件数は小学校で58万8,930件と文部科学省の調査で発表されています。

このような中、留守家庭児童会においても、学年が異なる子供が集まり利用することから、いじめが起きる可能性があるのではないかと考えます。

そこで、以下の点について質問します。

一つ、留守家庭児童会の令和6年度入会者数、指導員、補助員の数、児童会ごとの内訳や定員に対する入会率をお聞きます。

2つ目、留守家庭児童会の入会ルールに、保護者が午後3時頃まで家庭にいない場合や夏休み等は、午後1時までいない場合のみ入会が認められていますが、これでは昼まで勤務の保護者の児童は、午前中、家に放置される状態になりますが、改善できないでしょうか。

留守家庭児童会において、いじめや苦情などのトラブルがあった場合の対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「留守家庭児童会での対応について」お答えいたします。

留守家庭児童会は保護者の就労や病気などにより家庭で適切な養護を受けることが困難な児童に対し、放課後や長期休業中に安心して利用できる居場所を提供する重要な役割を担っております。

御質問1点目の各児童会の入会者数、指導員、補助員数の内訳や定員に対する入会率についてでございますが、坂地区は低学年用施設の定員は110名に対して入会者数56名、入会率51%、高学年用施設は定員50名に対して入会者数29名、入会率58%となっております。

横浜地区は、低学年用施設は定員が100名に対して入会者数56名、入会率5

6 %、高学年用施設は定員 40 名に対して入会者数 22 名、入会率 55 %となっております。

小屋浦地区については、定員 60 名に対して入会者数 24 名、入会率 40 %となっております。

職員については、坂地区が指導員 6 名と補助員 1 名、横浜地区は指導員 7 名、小屋浦地区は 2 名を任用しております。

御質問 2 点目の保護者の不在時間に係る入会ルールについてでございます。

留守家庭児童会は、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することを目的としています。このため、児童、保護者の状況を総合的に判断するために一定の基準を設けております。

学校稼業日における「保護者が午後 3 時頃まで家庭にいない場合」については、時間帯まで子供たちは学校で過ごしているため問題はございません。

また、夏休み等の「保護者が 1 時頃まで家庭にいない場合」の基準については、保護者の就労後の帰宅時間が「おおむね」の要件を満たした場合は、家庭の事情等に柔軟に対応しているところでございます。

御質問 3 点目のいじめや苦情などのトラブルがあった場合の対応でございますが、留守家庭児童会においては、トラブルが発生しないよう、指導員が日頃から注意を払い、子供たち同士の関係性を築くための支援を行っております。子供同士のトラブルが発生した場合には、まずは指導員が当事者等から詳しく話を聞き、事実関係を把握します。その上で子供の指導を行い、保護者にも連絡します。これらの状況は速やかに生涯学習課に報告され、必要に応じて学校教育課とも連携し、問題解決に当たります。

今後も留守家庭児童会といたしましては、指導員のスキルアップを図りながら、子供たちが安全・安心に過ごせるように取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5 番（向田清一議員） 留守家庭児童会設置条例 2 条 2 項に、児童会は下校後において保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、保護者の委託を受けて生活指導を行うとありますが、この文言は現状に合致してない。昨年 12 月議会でも同様の質問をして、字句の問題につきましては、精査いたしまして、文字の訂正をさせていただきます。

すと回答がありましたが、いまだ条例改正が上がってきていません。経過を御説明ください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今の長期休業中の受入れを開始するに当たって、規則のほうの改正は行いましたが、条例のほうについては失念しておりましたので、また速やかにさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 今、回答いただきましたが、条例があつて、その下に規則があつて、留守家庭児童会のしおりがあるわけですから、条例に拘束されるわけですよ。ですから、正確に記していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

留守家庭児童会の開所時間の延長問題です。令和5年度、こども家庭庁の報告によると、開所延長時間18時30分以上が全国的に61%を占めているそうです。また、坂みみょう保育園、なぎさ若竹こども園などは延長保育が朝7時から夜19時までとなっています。お隣の海田町でも長期休暇中、放課後児童クラブは8時から19時まで実施しています。子育て世帯、特にパート、アルバイトの方は勤務時間が不規則であり、早出、帰宅の遅い方もいらっしゃいます。柔軟な対応が必要と思いますが、現行の8時30分から18時の変更改善をしていただきたいと思います。前回も同じ質問をしているので、進捗をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今の開所時間を早めることと、18時から延ばすということについては、現在、指導員等の部分も含めて、こちらのほうで話し合いを継続しております。できるのであれば変更させていただこうと考えております。

また、それに伴い、それを希望された場合の負担金のほうはどうするのかということも含めて、現在、検討させていただいておりますので、詳細が決まりましたら、また御報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） できるだけ早急に検討して、実施していただくようお願いいたします。

留守家庭児童会のしおりについて、入会対象者の問題で伺います。

通常入会は保護者が午後3時まで家庭にいないこと、この状態が3か月以上継続かつ15日以上とあります。また、長期休暇中の入会は、保護者が就労のため午後1時頃まで家庭にいないこととあります。この規定は往々にして規定に入らない、例えば午前11時に仕事終了した対象者は入会規定から外れます。保護者がいない状態で子供を放置しておくことは危険であり、心配でもあります。

熊野町などでは、保護者が就労により昼間家庭にいない状況のみとなっているようです。子供の安全・安心のためにも、もっと柔軟な規定に変更して、多くの児童を入会させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

入会要件につきましては、どこの市町も規定がございまして、その規定にのっとって事業を運営しております。

今の場合ですと、誰でもいつでもというような感じにはなってしまいますので、なかなかその規定が崩れてしまうということもございますので、昨年もお答えをさせていただきましたけれども、どうしてもという場合は、こちら有料ではございますが、社会福祉協議会の事業でファミリーサポートという制度もございまして、諸条件を双方合意の上で見てもらうということもございますので、そちらについては御相談いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） ちょっと日本の学童保育について触れてみたいと思います。

高度成長期に共働き家庭の増加、核家族化の進行で需要が高まりました。各地で父母会や市町の独自事業で開かれてきました。

1998年、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業として整備されたようです。そのため、日本では親が働いている場合に限り利用できる制度になったようです。

一方、海外では、子供自身に学童保育に通う権利がある、これが浸透し、親が働いているいないにかかわらず、子供たちが親から離れた場所で子供同士で遊んだり、おしゃべりしたり、そのような時間を保障することを施設整備しているようです。

このことは、子どもの権利条約31条でも次のように指摘されています。要約すると、子供は休んだり遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利を持っている。子供たちにとって必要な体験を保障するため開かれているんだと。このことから、坂町でも厳しい制限を設けることなく、子どもの権利条約を国が批准しているわけですから、入会を大いに進めていただきたいと思います。また、先ほども言われました、まだ入会の余裕があるわけですから、ぜひ進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、こちらも規則にのっとってやっておりますので、入会を勧めるというようなことにつきまして、やはり共働きで、そういったところが必要な御家庭というところにつきましては、こちら側の勧めがなくても、当然申し込まれてくると思います。必要ないと思われれば、それは子供の自立を考えてのことですので、申し込まれないということでございますので、どんどんうちのほうから、まだ入会定員に余裕がありますので、どんどん来てくださいというようなこととはまたちょっと違ったようなことではないかと考えております。必要なところに必要な行政サービスというところがございますので、あえて必要のないところに、どんどんこちらのほうから、どうぞどうぞというようなことではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 放課後子供教室というのがございまして、先ほど権利条約の話もされましたけども、子供の居場所づくりの一つとして、週に一度、子供たちについて、学校等の施設を使って、集まって、いろいろな活動ができるといったようなこともございます。

また、高学年ぐらいになりますと、それぞれ放課後の過ごし方というのは、やっぱり自分で考えて、主体的に友達同士で遊ぶといったような力もつけていかななくてはならない、こちらのほうから箱や人を準備して、ここでやりなさいというのではなくて、

そういった方向性でも、坂町の子供たちにはしっかりと考えていってほしいなというふうに思っておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 冒頭でも述べましたが、いじめ件数について、三原じゅん子こども政策担当大臣が述べています。2024年度11月21日現在、いじめ件数が73万2,568人と報告し、いじめによる自殺や不登校など、重大事態が1,306件に至っていると。その内訳が、生命、身体、財産などに重大な被害があった件数が648件、不登校を余儀なくされた事案が864件と報告され、史上最多となっている。

坂町児童会ではそのようなことはなかったのかどうか。坂町での事故を以前聞いたことがあります。令和4年度に2件、令和3年度に1件、令和2年度に1件と報告を受けました。事故の教訓を共有し、再発防止のために、分かる範囲でその内容を報告ください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午前11時54分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 個々の案件については、プライバシーの面もございますので、お答えすることはできません。

もちろん学校でもそうですけども、留守家庭児童会等についても、そういったトラブルは起こります。そうしたときに、我々のスタンスとしては、早期発見、早期解決、それをしっかり行っていくということでございますので、そういった情報がありましたら、我々のほうにもお伝えしていただければと思っております。よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とさせていただきます。

(休憩 午前 1 1 時 5 5 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7 番安竹 正議員から「坂町営・町有住宅の入居条件の見直し」について質問願います。

安竹議員。

○7 番（安竹 正議員） 「坂町営・町有住宅の入居条件の見直し」について質問いたします。

先般、入居者と対談の機会があり、下記の事項は改善の余地があると意見がありましたので、質問いたします。

1 番目に、自室から火災・水漏れ等を出した場合、入居許可条件の住宅の維持管理項目の（２）にある「住宅及び共同施設の全部又は一部を滅失又は棄損したときは速やかに住宅及び共同施設を現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない」と明記されているにもかかわらず、入居時に損害保険加入の説明及び勧めもないのはいかなるものでしょうか。損害保険加入を入居条件の義務化とされてはいかがでしょうか。

2 番目に、子育て支援住宅に入居されていた方が、約 2 年後退居される際、入居者の原状回復義務項目にある「畳の表替え、ふすま紙の張替えは入居者の瑕疵にかかわらず実施しなければならない」と明記されていますが、「畳、ふすま」には耐用年数があり、退居の際は経年割合部分を差し引いた額を支払い、民間アパートの条件に合わせるべきではないでしょうか。町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町営・町有住宅の入居条件の見直し」の件についてお答えをいたします。

御質問 1 点目の「損害保険加入を入居条件の義務化すべきでは」についてでございますが、町営・町有住宅の管理条例にも入居許可条件と同様に定めております「入居者の保管義務」がございますので、入居者の責に帰すべき事由により住宅に損害を与えた場合には、原状回復またはこれに要する費用を賠償いただくもので、入居の手続

及び入居許可書交付時に御説明をしておりますが、損害賠償保険の加入については、入居者の諸事情もありますので、入居者自身が判断すべきものと考えております。

町の瑕疵による損害賠償においては、総合賠償補償保険で対応し、火災によるものは、住宅や施設ごとに加入した火災保険で対応し、管理をしているところでございます。

御質問２点目の「入居者の原状回復義務項目の見直し」につきましては、町が管理している住宅において、畳の表替え、ふすまの張替えは入居者の原状回復義務として入居許可条件として定め、入居期間にかかわらず、退去時には入居者負担で原状回復していただいております、この条件につきましても、入居の手續及び入居許可書交付時に御説明をし、御納得の上で入居されているものというふうに考えております。

また、民間の賃貸借契約においても同様な扱いの物件が多いようでございます。

今後、民間や公営住宅の動向にも注視をまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○７番（安竹 正議員） 火災を起こしたり、水漏れを起こしたり、入居者の瑕疵によって損害賠償をするものであるというふうに入居者も理解はしていると思います。ですから、内部の原状復帰は、これは入居者がしなければならないというふうに理解しております。

質問ですが、雇用促進住宅時代は、入居に当たり、損害賠償保険に加入することが条件でありました。ですから、皆さん、入っておられたんですが、新しく入られた方は、そういう条件も御存じだと思うんですが、入っておられない方もおられますので、その辺は十分説明をして、入居者の事情もございましょうが、できるだけ損害賠償保険に加入するように勧めてあげていただきたいと思います。これも民間アパートの場合は、これが条件というふうになっておりますので、町有住宅も町営住宅もそのように義務化されてはどうかということを質問させていただきましたので、今後、どういうふうにお考えか、再度、御答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、損害賠償保険の加入につきましては、入居のときの説明におきまして、損害賠償保険自体のことを御説明していない部分がございました。

これからは、そういった手続の折に、こういった保険があるよという御紹介をさせていただいて、義務化とはいきませんが、そういう紹介をさせていただきまして、それぞれ御家庭の都合もございますので、それは御自身の判断にお任せするというところで、丁寧な対応をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） ぜひそのように、今後、進めていただきたいと思います。

次に、入居の申込みの際に、前もって住宅の中を見せてもらえなかったということで、入居後に畳の日焼けがひどい箇所がありましたということで、入居後にその畳の日焼けした部分を取り替えてもらったというようなことがありますので、入居前に部屋の見学をされてないというふうに聞いたんですが、それでよろしいのでしょうか。

今後、新しく入居される方に、入居前に部屋の見学をするということをされてはいいかかと思います。お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

町営住宅、町有住宅につきましても同様でございますが、事前に部屋を見るということができないということで、申込みの書類等にも書いてございます。

今はホームページのほうにも掲載しておりますが、町の住宅の空き部屋部分につきまして、VRで部屋の中が見れるというようなことも活用しながら御紹介をしている状況でございますので、そちらのほうで確認をいただくようにしていただければと考えてございます。

今後、そういった部屋を事前に見るということがちょっと難しいことで考えてございますが、鍵の引渡し後に、速やかにそういったことをチェックいただきまして、不良箇所等ございましたら、すぐに当課のほうへ連絡をいただければと考えてございます。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時11分）

（再開 午後 1時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） 部屋の事前の閲覧につきましては、ちょっと調査させていただきまして、また御回答のほうをさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正義議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

最後になるんですが、そういうような空き部屋になって、しばらくたってから入居された場合は、どうしても畳が焼けて、そういう事故が発生することがあります。ですから、今度、退去される際には、畳、ふすまは取り替えるのであるんですが、畳が日焼けしないような方法で保管をされてはいいのかなと思います。そのために、畳の表替え、ふすまの張替え、これは退去される方に見積りを取っていただいて、その見積金額をお預かりするという方法を取ってはいかがかなというふうに思っております。いかがでしょう、そういう方法を取られては、今後。御答弁お願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） 今までの状況でございますが、退去の折に、もし不備な点がございましたら、直していただくということで、事前に入居者の負担で直していただくと。畳の表替え、ふすまの張替えにつきましても同様でございます。そちらを直していただいた後に、町が検査をいたしまして、入居時に頂きました敷金等を全額返還させるような仕組みで現在しております。

その辺り、先に入居者の方が直した部分を差引いたもので返すというようなことにつきましては、そういうことが可能であれば、実施に向けて考えてはいきたいと考えてございます。その辺りの方法があれば、ちょっと検討をさせていただければと。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、建設課長が申したとおりでありまして、やはりそういうふうなルールにしておかないと、ちょっと具合がよくないんだろうと思います。

また、今のような形で、例えば半年とか1年とか空き室状況になっておるような場合には、そんなにたくさんの部屋はないと思いますんで、それはいろいろな方法が、簡単にできる方法もあろうと思いますんで、またよくそこらはしっかり検討します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時17分）

（再開 午後 1時17分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「認知症高齢者について再度問う」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「認知症高齢者について再度問う」の件で質問いたします。

坂町第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）について、前回から引き続き質問します。

今回は保険料と施設整備など諸施策との整合性について確認します。

1点目、政府筋の「65歳以上の5人に1人が認知症になる」、この情報について町の見解を伺います。この件、新聞情報（資料1）を添付しております。

2点目、施設整備においては「小規模多機能型居宅介護施設の早期新設」を提案させていただきましたが、過去にも2回質問を実施し、従来から必要性を感じておりましたが、即新設すべきであると思っております。見解を伺います。この件も新聞情報（資料2）を添付しております。

3点目、今期の保険料6,100円では賄い切れないと思いますが、即刻導入のためのシミュレーションを実施すべきだと考えますが、見解を伺います。

4点目、一般会計からの法定外繰入れをすることについては、どのようにお考えかを伺います。

5点目、認知症支援事業を各自治体の実施していますが、本町では過去の質問で提言しました「保険で事故補償」は実施しないのか。それ以外の施策があれば提示願いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「認知症高齢者について再度問う」についてお答えをいたします。

本町では、認知症の人が尊厳を守りながら希望を持って暮らすことができるよう、

認知症の人を含めた一人一人の人格や個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進をいたしております。

御質問１点目の「６５歳以上の５人に１人が認知症になることについての町の見解」についてでございますが、本町におきましては、平成２６年に発表された推計を踏まえ、認知症高齢者の増加を見据えた認知症施策を実施をしており、認知症サポーター養成講座をはじめ、坂町高齢者安心見守りネットワーク事業、認知症カフェの開催、グループホーム坂の整備、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成など、認知症について不安や悩みを抱えている人が安心して地域で暮らすことができるよう、施策を実施をいたしているところでございます。

御質問２点目の「小規模多機能型居宅介護施設の早期新設」、御質問３点目の「導入のためのシミュレーションを実施すべき」につきましては、前回の一般質問でお答えをしたとおり、今期の介護保険事業計画における介護サービス利用者や利用回数の推計では、既存の事業者によるサービス量で不足がない見込みであることから、新たに施設を新設する必要がないと考えており、保険料を６，１００円としております。

なお、介護保険事業計画は３年ごとに介護サービスの需要と供給を推計し、新たな施設やサービスの必要性を検討するものでございますが、小規模多機能型居宅介護施設につきましては、需要と供給だけでなく、民間事業者の人材確保や収支といった経営判断も大きな要素となっておりまいますので、住民の皆様が負担する保険料の試算、施設に対する住民の皆様の御理解、民間事業者の経営判断など、総合的な観点から慎重に検討していくことになると考えております。

御質問４点目の「一般会計からの法定外繰入れをすること」につきましては、法定外繰入れは一般会計から介護保険事業特別会計への繰入れを法定負担割合を超えて行うことでございますが、これは費用負担の公平性を損なうおそれがあるため、現在のところ考えておりません。

御質問５点目の「保険で事故補償は実施しないのか」につきましては、認知症高齢者が線路に立ち入り、列車事故を起こすなど、高額の損害賠償請求を受けた場合の損害を保証する個人賠償責任保険の保険料を自治体が負担する事業につきましては、以前の一般質問でお答えをいたしました。が、このような保険が必要となるのは認知症を患っておられる高齢者だけでなく、子供から高齢者までが対象となるものであり、それぞれの御家庭の実情に合った個人賠償責任保険に御加入いただくものであるという

ふうに考えますので、現在のところ、本町での導入は考えておりません。

また、「それ以外の施策」につきましては、今年度、全ての地区に健康体操やカラオケなど、楽しみながら認知症予防を行うことができる生活機能向上機器を設置をしました。多くの方に利用していただくことで、社会参加のきっかけにもなると考えております。

今後も認知症施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） これは2回目の質問で、再度問うという内容でお出ししたんですが、何か知らんけど、もう一つ、ないないづくしで進まないなと思うんですが、ちょっと残念でしょうがないんですが、一点一点、ちょっと確認をしたいと思います。

5人に1人の情報は新聞等々でもいろいろと言ってきたんですよね。当然、第9期事業計画、令和6年度から始まっているんですけども、この認知症の数字について、何でそのことを盛らないんですか、認知症の患者の数字ですよね。あれを修正でもして、あれがやっぱりベースですから、その辺はどのように考えられてるんですか。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） 数字というのは事業計画の数字ということでよろしかったですか。

事業計画にあります要介護認定者の数字というのは、前回の議会の答弁でもありましたように、認知症の方の数字も含まれておりますので、認知症の方も、今、急に増え始めたわけではなくて、平成26年のときから今後増えていくというのが分かっておったことですので、そこら辺も含まれた形で計画は策定しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いや、何しろ、昨日の補正予算にもありましたように、要支援2が増えたり、どんどんどんどん動いてるわけですから、随時、計画を練り直せということじゃなくて、それに沿った形で、町民に出すような形で、この計画がメインですから、途中で変更することはどうか思うんですけども、要は現状に即した形でやっていただきたいと思います。

それから、2点目ですけども、提案しています小規模多機能居宅介護、これは、現

在、全国で5,570か所あるんですよ。利用料は要介護度に応じて1か月ごとの定額制で、保険料が安いとされてるというのは、ちょっと資料で見ただけに分かるんですけども、また、全国データを見れば、実は私の調査の結果ですけど、受給者数の9%が小規模多機能居宅介護を利用してるんですよ。これって物すごく介護保険に役立ってると思うんです、この施設が。

今、サービス量で不足がないという答弁はいただいてるんじゃないけど、今は施設と保険料のはざまに立っているんですけども、いわゆる保険料の試算と総合的な観点から、慎重に検討すると答弁いただいてるんですよ、この施設の新設については。そのために、私はシミュレーションをすればどうか、町民に聞くどうのこうのじゃないと思うんですよ。保険料と施設と想定される入居者数をシミュレーションしたら、全部出てくるかと思うんですけども、その辺はシミュレーションについてどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

シミュレーションというのはちょっと難しいかと思うんですけども、全国で小規模多機能型居宅介護のサービスを利用されている方というのが、全国の集計を見ますと、10万9,891人いらっしゃいますと。坂町の規模で換算すると約11.5人の方が利用される計算になります。

この小規模多機能型居宅介護施設というのは、株式会社だったり、そういう法人格がつくるものでありまして、また、地域密着型の施設でございますので、坂町の方が優先して入れるというものでございます。この施設は大体定員が29人以下ということになっておりますので、坂町の規模で換算すると11.5人しか入らないということになりますので、ちょっと空きが出てくるんじゃないかなというところで、事業者の参入があるかどうかということもございます。

また、29人もし利用された場合は、給付費が年間に230万円ぐらい増加するのかなという試算で、保険料に換算しますと、大体1人当たり月140円ぐらいの値上がりになると思いますが、この値上がりに関しましても、今後、1号被保険者の数が少なくなっていくしますので、これがなくても、どんどん高くなっていくということが見込まれております。この141円でありますけども、これが今後ずっとプラスになっていくということも考えてみますと、なかなか施設をつくるというのは難しいのかなというのは考えております。

また、こういった施設で使われるサービスというのは、デイサービス、ショートステイ、訪問介護とあるんですけれども、この３つのサービスは複数の町内の事業者が実施しておりますので、あえてこの小規模多機能型居宅介護施設でやらなくても十分賄えていると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○１０番（柚木 喬議員） ちょっといろいろとやりくりしたらこうなるよということ、今、説明を受けたんですけども、ちょっとまた３点目の質問に入ります。

実は保険料のはざまに立っているということを先ほど申し上げたんですが、４点目の法定外繰上げについてちょっと伺うんですが、表向きは許されていないということで、答弁は考えておりませんみたいなことを言ったですね。

ただ、昨日の令和６年度の補正予算においてもありましたけども、法定外繰入れの当初予算は１，９００万円余りが計上されておったですよ。そうですね、その他の繰上げで、ありましたよね。それが、現実、１，５６０万円となったんですよ、今回の補正の中で。数字は一応そういうことなんですけども、やっぱり一般会計からの繰入れを増やすべきだと思うんですが、その辺の考え方を伺いたいと思うんですが、それが質問なんですけども、実は法定外繰上げの手続いうことをちょっと見たら、実はこういうことの手続をやったらできるよということをやっと私なりに調べたんですけども、内部監査と計画立案して、議会の提案等々できれば等々、ほかにありますけども、経ればできるというふうなことを聞いてるんですが、その辺は可能ですか、どうですか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

当初予算に計上している繰入れに関しましては、決まっている繰入れでございまして、法定外繰入れというのは、よくあるのが保険料が急激に上がる、しかし、保険料の収入が少なくなって、急激に上がるのを抑えるために一般会計から繰り入れて、保険料の急激な上昇を抑えると、そういった場合に使うようなものでございますので、現在のところ、手続はちょっと把握しておりませんけども、やる予定はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと4点目です。

認知症を支える施設がない場合は、何がしかの施設が必要になるんですけど、これが実はできないというようなことを、今、言われてるんですね。

令和4年の6月に、今の保険での事故補償の件をちょっと質問させてもらいました、令和4年6月ですね。答弁したとおりのコメントがちょっと今回あったんですけども、実はあれは2年、今、たったんですよ、約2年弱。県内では実は採用、自治体が、まず三原市があつた当時あったですよ。それから福山市がその保険を設定したと。それから東広島市が導入されてるいうて、その3市町が導入しているというて聞いてるんですよ。

当然、これ、流れとして、私どもの坂町はJR線が長いわけですよ。いろいろと事故も多い確率が高いわけですよ。やはり三原市なんて一応そういうようなことをやっぱり言ってたと思った感じがするんですが、やっぱりJR事故もいろいろと補償関係は大変だと思うんで、うちはこの辺はやっぱり再度検討する必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（川本英輔議員） 中課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

認知症の賠償の保険を町が負担する事業でございしますが、こういった賠償保険にしましては、例えば車の保険とかに入られていますと、特約でこれがついてきたりというパターンもございします。その特約の保険でありますと、御家族全員が対象になるとか、離れているところに住まれている御家族が入っている保険も対象になるという場合もございしますので、まずは御家族でちょっと御相談いただいて、例えばお子さんの自転車に乗ったときの事故の賠償保険というのも含まれると思うんですけども、そういうことを御家族で考えていただくのがいいのかと思っております。町でやる部分については、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最後の質問になります。

今の保険の件ですが、大体見ましたら、1人当たり、年間、掛け捨てで1,600円ぐらい、前は1,400円とかいうてあったんですけども、1,600円じゃないかと思うんですよ。これも安い、いわゆる町が負担する掛金でできると思うんです。何

所帯も何百所帯も入るわけじゃないんじゃないけど、取りあえず希望を募っていくということをどこの市町でもやっておりますよね。三原市でもそういうようなことを、新聞情報ですけども、書いてありますし、やはり１００名を対象にやるとか、一挙に何百人、何世帯の人をやるということにはならないと思うんで、徐々にこういう設定を入り口からやっていただいたらいいと思うんですね。

５点目の質問ですが、町長、お聞きします、全体の流れで。

私、約１０年前、２０１５年ですから、平成２７年に５人に１人情報は既にあったんですよ、実は。それは今の平成２７年１月８日の新聞には５人に１人と書いてあるんですよ、１０年前に。それがそのままスライドされて、政府が認定してるんですよ。政府が認定しているのか、政府が出した内容が１０年前にも書いてあると。

それを定例会の一般質問でも、施設の件は、過去、全般的に２回実施させてもらったんですよ、当時から。最近はもうやってないんですけども、それで当時の担当者は現在おってないんですよ。やっぱり部長さんもおってないんで、あえて町長に聞くんですが、今、この方までなおざりにされている感が私はしてるんですね。いつも考えておかなきゃいけない話だと思うんです。今に５人に１人が降って湧いた話じゃないんですね。今、ここにやっぱりツケが回ってきてると思うんですが、今後の介護の対応としてどのように思われておりますか、その辺のコメントをいただいたらと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、答弁をさせていただきましたし、それから担当課長からも答弁をしておりますけども、やはり現状ではほかの方法で対処ができるという見方をしておるわけでありまして、それが今以上にそういう対象になられる町民がたくさん出てこられた折には、どうしてもこれは考えていかにやいけん問題になってくると思うんですね。それが答えでございます。

○議長（川本英輔議員） ２番岡村繁範議員から「子育て支援住宅退去に伴う支援について」質問願います。

岡村議員。

○２番（岡村繁範議員） 「子育て支援住宅退去に伴う支援について」の件。

現在、子育て支援住宅に入居されている世帯は、町営・町有住宅に関しては、下の子が１８歳になるまで居住可能となる延長措置が講じられています。ただし、県営住

宅についての退去条件は小学6年生までとなっており、退去後、町外へ転出される世帯が多々見受けられます。

そこで、以下の点についてお聞きします。

1、子育て支援住宅からの退去世帯を町外へ転出させることなく、定住促進につなげていくため、現状、具体的にどのような支援を行っているのか。

2、県営住宅の退去に伴う契約条件を、町営・町有住宅と合わせた18歳までとするよう県に対して要請してはどうか。

3、今後の坂東環状線及び県道整備事業に当たり、可住地の拡大などを考えてはどうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子育て支援住宅退去に伴う支援について」の件についてお答えをいたします。

御質問1点目の「子育て支援住宅からの退去世帯を町外へ転出させることなく定住促進につなげるための支援」でございますが、入居期限の延長措置につきましては、子育て支援住宅の入居者や住民福祉協議会からの強い要望を受け、平成31年3月議会において、子育て支援住宅の条例等の改正を行い、18歳になった年度末を入居期限とし、今日に至っております。

この改正により、幼少期から坂町に在住することで、住み慣れた環境、人とのつながりや町のあらゆる分野での支援などにより、町内へとどまる思いも強くなることで、定住促進が図られるものと考えております。

御質問2点目の「県営住宅の入居期限を町の子育て支援住宅と合わせるよう要請しては」についてでございますが、認定こども園を併設している平成ヶ浜住宅においては、子育て支援住宅から優先的に入園できるものとされており、開園当時の入居期限は、町営住宅が小学3年生、県営住宅が小学6年生までとなっておりますが、町営住宅につきましては18歳まで引き上げ、県営住宅については、認定こども園に入園してもらうことを目的としておりますので、期限の引上げはしていないものでございます、これは広島県の関係でございますけれども。現在、認定こども園の児童数が定員に達していないこともあり、運営についても考慮していく必要がありますので、入居期限の引上げ要請については、関係者とよく協議をまいります。

御質問３点目の「坂東環状線及び県道整備事業による可住地の拡大」につきまして  
は、坂町第５次長期総合計画や坂町都市計画マスタープランの土地利用構想として、  
坂東環状線や県道坂小屋浦線周辺の良好な住環境の形成を図るとしておりますので、  
この構想の実現に向け、鋭意努力をしまゐる所存でございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○２番（岡村繁範議員） それでは、まず１点目の質問です。

本日、ほかの議員さんの一般質問の答弁でもありましたが、改めてこれまでの町外  
転出数について、県管理も加えた把握されている数を分かる範囲でいいのでお聞かせ  
ください。

○議長（川本英輔議員） 川上建設課長。

○建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、県営住宅部分につきましては、町のほうでは把握してございません。

町営の部分だけについてでございますが、供用開始いたしまして、１１１名の退去  
がございます。そのうち町内へ転居をした方が６７世帯、町外の方が４４世帯ござ  
います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○２番（岡村繁範議員） 先ほど、町有のほうでは１３世帯でしたかね、退去があった  
とお聞きしてますが、退去、転出については、こういった契約条件とは別に、個の事  
情や背景も起因していることもあるかと思います。また、定住につなげるためには、  
例えば退去の対象者に対して、行政側からして事前に何かしらのアプローチがあるの  
か、そういったものがあればお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） 定住へつなげるための退去者に対して事前のアプローチと  
いうことでございますが、退去をする場合は、３０日前までに明渡しの届けを提出し  
てくださいというお決まりになってございます。そういった中で、退去をされるとい  
うことが、入居者自身も一月前ということございまして、なかなか町のほうで、ど  
こへどのようにどのような理由で退去されるでありますとか、どこへ行かれるんであ  
るかというようなことも把握できないような状況でございます。

そのために何らかの手だてをしていかなければいけないということは町のほうでも考えてございますが、そういったとどまっていただくためにも、現在は、先ほど町長の答弁にも申し上げたとおり、入居の期限につきましては、18歳までということで条例等改正をしてございます。その辺りで町のよいところを見いだしていただきまして、在住につなげていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 続いて、坂東環状線、県道整備に伴う住宅供給拡大策については、これは可住地の数、分母が必要となるため、整備が進んでいく中で、期待していくしかないと思います。

最後になりますが、子育て支援住宅は多くの方への循環的な支援の下、次の子育て世代につなげていく施策というものが根本的にあることも理解しています。

ただ、せっかく坂町で育ち、友達や地域との交流、つながりを深め、郷土の心が育っていく半ばで、坂町に住みたいけど住めないということを、問題の早急な解決を講じていただきたいとは切に願っております。

今日も町長の答弁にもありましたように、教育は人づくり、私はそれに加えて、人づくりとは郷土愛の育みという観点から、最後に町長の御意見をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成30年西日本豪雨災害でかなり坂町内全域が被災をしたわけでありまして、大きな被害を受けたわけであります。そういう中で、例えば被災家屋が解体されて、更地になって、それを何とかマンション等に活用できないかというようなこともいろいろ考えたこともありますけども、なかなかそういう面で、坂町の文化といえましょうか、難しい部分がございます。

加えて、先ほど申しましたように、町内全域にそういう平地が、フラットな土地が少ないんですね。御承知のように、北新地あるいは平成ヶ浜、新地を海を埋め立てて出るしかないような、可住地を造ろうと思えばですね、そういう状況もあるわけでありまして、非常に坂町に住みたいという方も結構おられるように聞いております。現に坂町で家を求めたいけども、いわゆる自分の予算になかなか合うような物件がない。だから、例えば私が聞いておるんでは、安芸区のちょっと東広島に近いほうに求めたとか、仕方なしに求めたとか、そういう話も聞いておりまして、非常に頭を悩ませておるところでもございます。

いずれにしても、今度は小屋浦地区も再開発をするということも一応位置づけて、これからどんどんどんどん進めていくようなことも考えておりますので、そこらも含めながら、あるいはまた、先ほどございました坂東環状線、あるいは県道坂中央線、ここらも完成をした暁には、ある程度、空地が出てくるわけでありまして、ここらに民間事業者も恐らくそれぞれ事業を起こさなきゃいけないわけでありまして、どんどんどんどん出てくるようなことも考えられると思います。そういう民間事業者も誘導できるような環境を、今、つくっておるわけでありまして、そこらも御理解いただきながら、とにかく道路を早く整備をするということが一丁目一番地だということで、今、取り組んでおりますので、近い将来に光が見えるような町全体の整備をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1 番 折中 智議員から「横浜東一丁目付近の雨水排水について問う」について質問願います。

折中議員。

○1 番（折中 智議員） 「横浜東一丁目付近の雨水排水について」質問いたします。

横浜地区には豪雨の際に道路の冠水や家屋への浸水などの懸念箇所があります。町道浜田中洲線と町道地蔵土手線との交差部付近から町道横浜三部4号線付近までは側溝がなく、近隣住民から雨水対策が望まれており、下記により質問いたします。

1 番、上記の箇所に側溝を新設し、横浜若竹こども園付近に整備した排水路へ接続することはできませんでしょうか。

2 番、側溝が整備されるまでの間、暫定的に小型ポンプを当該区間に設置し、雨水を強制的に排水することができませんでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜東一丁目付近の雨水排水について問う」の件についてお答えをいたします。

近年の局地的な集中豪雨の増加により、坂町におきましても、平成30年7月6日、また、令和3年7月8日の豪雨により浸水被害が発生をしております。

その中でも、横浜二部・三部地区におきましては、浸水被害が深刻であったことを踏まえ、平成30年7月6日及び令和3年7月8日の雨量計測に加え、30年降雨確率を合わせた資料を基に、令和3年度から令和4年度におきまして、横浜排水区の排

水路及び横浜ポンプ場の排水能力を精査・検証し、改修計画を策定をした上で、浸水被害の解消に向けて、現在、事業を進めているところでございます。

御質問1点目の「町道浜田中洲線の区間」における雨水処理につきましては、検証結果から、排水能力を満たしておりますので、新たな側溝の整備は現在のところ予定をいたしておりません。

また、昨年度完成をいたしました横浜若竹こども園付近の排水路拡幅工事に続き、今年度及び来年度に施工いたします同地区内の排水路改良工事により、浸水被害は抑制できるものと考えております。

御質問2点目の「暫定的に小型ポンプの設置をしてはどうか」という御提案でございますが、このことにつきましても、排水能力の検証結果から設置の必要はないと考えております。

いずれにいたしましても、令和4年度に策定いたしました排水路の改修計画に基づいて、現在、横浜地区内の雨水排水路改良工事を進めているところでございます。

今後も、地域の方々の御意見も踏まえながら、引き続き、町民の皆様が安心して生活ができるよう努めてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 現状、この当該区間、町道浜田中洲線の一方通行の区間、この参考資料の点線のところですが、こちらは雨が降ると、日常的に深さ3ミリから5ミリ以上の水の膜ができております。先ほど御答弁いただいたところによると、排水路拡張工事、横浜若竹こども園ですか、こちらのほうで解消されると聞いたんですが、ポンプが動く基準という、この点線のところに水が張ってるんですが、こちらのほうの水が張ったというのが分かった際にポンプを動かしていただきたいんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

横浜ポンプ場のポンプにつきましては、自動制御となっております。ある一定の雨量がたまりますと、それが自動的に排水をする仕組みとなっております。

それと、今、横浜若竹こども園のところ、裏のほうですけど、施工をさせていただいておりますが、その延長を、先週、発注をさせていただいておりますので、その

点もよろしく願います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 延長の話、今、伺って、ある程度、ちょっと、今、安心したところなんです、やはり側溝がないというところで、沿線住民の方は不安が募っているところでありますので、できれば一度、この沿線住民の方を集めて、横浜三部集会所等で、一度、説明会とか開いていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

この改修計画を策定するに当たりまして、答弁でもございましたように、今までの雨量、そして30年確率の雨量、それを踏まえた上で、地元の方とも御意見を頂戴いたしまして、今回、先週発注した箇所につきましては、新たに水路を設けるものでございます。その区間につきましても、地元の方々からの要望を受けてこのたびやらせていただいたものでございますので、また改めて集まってもらってということは、今、町のほうは考えていないところではございますけれど、常にそういう御意見というのはお聞きする体制ではありますので、言っていただければ、その御回答はさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 最後にお聞きします。

ポンプ場の話が、今、出たんですが、ポンプ場で自動制御というのは、恐らく非常に難しいものだとして認識しておりまして、恐らくセンサーがあって、何ミリかというのを感知したら、恐らく警報が出て、ポンプ場へ人が行って動かすという形だとは思いますが、具体的にどれぐらいの雨量で動くのかというのを最後にお教えてください。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 申し訳ございません。何ミリというのが、今、手元にはございませんが、ある程度、一定の雨量が来たら、目印が横についておると思うんですけど、そちらのほうで皆さんに分かるようにはしておるところでございます。

また、あそこに常駐しておる樋守の方でございますけれど、大雨が降るときがある程度天気予報で分かっておれば、前もって常駐していただいておりますので、住民の方が心配がないようにはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○建設課長（川上宏規君） すみません、ちょっと補足で申し上げますと、横浜ポンプ場のポンプの作動につきましては、今現在、滞水池の水が、そこから15センチたまったあたりから自動的にスイッチが入りまして、稼働していくというような現在設定になってございます。雨の強さとかではなくて、たまった量によって自動的に稼働するという仕組みでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時01分）

（再開 午後 2時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「幼児の「架け橋期」における教育を問う」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 通告に従いまして、2回目の質問ですが、「幼児の「架け橋期」における教育」について質問いたします。

5歳児から小学校入学までの2年間を文部科学省では「架け橋期」と呼んでおり、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期とされています。

御承知のとおり、この時期の教育については、幼稚園・保育所・認定こども園が担う幼児教育と小学校教育、いわゆる幼保小の円滑な接続・連携により推進されます。

また、近年の幼児教育・保育では、「架け橋期」における教育は、遊びや生活を通じた学びが重要とされております。すなわち「遊びを通しての総合的な指導」が指導の根幹とされています。

ところが、保護者や小学校から「ただ遊ばせているだけではないのか」という誤った認識を持つ関係者も少なくない聞いており、全国的な課題であるとされています。

そこで、幼児の架け橋期における教育についてお伺いします。

まず、文部科学省が策定した「幼保小の架け橋プログラム」について説明をしてください。

次に、遊びを通した総合的な指導について、町内の保育所・認定こども園は具体的にどのように取り組んでおられますか。現状と課題を説明してください。

先ほど、遊びを通した総合的な指導について、誤解している関係者も少なくないということを申し上げました。

そこで、お尋ねします。

「幼児教育の共有」、「遊びを通した総合的な指導」について、正しい認識を持ってもらうために、これまで本町はどのように取り組んでこられましたか。

私は一人一人の多様性に配慮した架け橋期における教育は、人格形成を図る上でも極めて重要であり、幼保小の円滑な接続を今後より一層推進し、連携を図るべきと考えます。

そこで、お尋ねします。

幼保小の接続・連携に係る本町の将来構想をお答えください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 現在、幼稚園・保育園・こども園といった施設類型を問わず、全ての子供が質の高い学びへ接続できるよう、幼児期の教育から小学校教育への充実を図ることが求められております。

御質問1点目の「幼保小の架け橋プログラムについて」でございますが、子供に関わる大人が立場を超えて連携し、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間のいわゆる「架け橋期」において、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。

御質問2点目の「遊びを通した総合的な指導における町内保育園・認定こども園の取組について」でございますが、保育園は「保育所保育指針」、認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に規定されている「健康」、「人間関係」、「表現」、「環境」、「言葉」の5つの領域と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を念頭に置き、遊びを通して総合的に学べる保育を展開しております。

保育士は子供を「ただ遊ばせている」のではなく、遊びを「発達段階を踏まえた保育・教育活動」として捉え、その目的や狙いを整理し、子供一人一人が意欲的・主体的に探求し、思考できるよう、素材や玩具の選定、場所や空間等の物的環境の設定を

行います。その上で、遊びから子供たちが何を発見し、何を感じているのかなど、総合的に学ぶ姿を保育者が読み取り、子供の自己肯定感の土台づくり、人との関わりや約束を守ることなどについての保育指導や教育を行っております。これらが「遊びを通した総合的な指導」の取組でございます。

一方、課題と捉えております保護者や教育現場からの「ただ遊ばせているだけ」という評価に対しましては、これを払拭するために、地域公開保育、保育参観、小学校との交流や中学生の保育実習を通して保護者や教職員の理解を求めていく啓発を継続しております。

御質問3点目の「「幼児教育の共有」、「遊びを通した総合的な指導」について、正しい認識を持ってもらうための本町における取組について」でございますが、平成31年度より広島県の「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携教育推進事業により、「坂町幼保小中連携協議会」を設置いたしました。主に定期的な協議会の開催、合同研修会、公開研究会、小学校教諭による保育体験などを通して、保育園・こども園の教員、保育士等と教職員が接続についての相互理解や協働的な取組の推進を図ってまいりました。

また、町内の保育園・こども園の園長より、保育理念、子育ての課題などについて発信いただく場として「坂町の教育を考える会」があり、さらに教育支援委員会では、園長、学校長等が特別な支援や配慮を要する子供の就学等について協議しております。

御質問4点目の「幼保小の接続・連携に係る本町の将来構想」でございますが、子供の発達や育ちは「架け橋期」のみならず、生まれる前からずっとつながっており、乳幼児期の遊びを通しての学びが「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものとして、学校や保護者の理解を深めていくよう、民生部や教育委員会をはじめ、行政が一体となり幼保小中学校をつなぎ、情報を共有しながら、子供への理解を深める研修や会議を開催するなどの取組について、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） ただいま御答弁いただきました。

その中で、生まれる前からつながっていると、とてもよい言葉であり、とてもよい考え方であると思っております。こういう教育長さんの下で行われる教育は間違いな

いと、このように思っております。

そこで、ただいま本町の将来構想を伺いましたけれども、少し視点を変えて、国の動向などに基づいて再質問いたします。

本年10月11日、文科省の今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会が最終報告を発表しています。この中でも幼児教育は環境を通して行う教育が基本であり、遊びを通して行う教育を中心に行うことの重要性や、国は幼保小の架け橋プログラムを進めているが、幼児教育と小学校教育の円滑な接続については、いまだ全国的に不十分であることについても言及されています。坂町においても課題ではないかと思っております。

また、その翌日である10月12日には、日本教育会第49回全国研究大会静岡大会が開催され、その中である小学校の校長から、幼保小架け橋プロジェクト「園との協働による幼保小接続プログラムの創造」と題しての発表がされています。その発表の中で、幼保小の接続推進に当たっては、幼児教育に関わる小学校の教員の理解を深めることが欠かせない。また、幼保小の接続充実は未来への先行投資であると、このように述べられています。この校長先生はこうしたことを具現化するために、地域の4園の園長とともに、幼保小接続を語る会を設置したということであります。

そこで提案でございますが、行政主導でもよいので、坂町にもこのように幼保小接続に特化した会議体を設置したらいかがでしょうか。いろいろな会議の場はこれまでも設けられておられますけれども、幼保小の接続の重要性を研究して、坂町の子供の成長のために教員の資質を高める必要があると思いますが、教育長はどう思われますか。教育長の見解をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 池協議員さんがおっしゃられましたように、幼保小の接続と、この重要性は私も十分に認識をしておると思います。

答弁でも申し上げましたが、本町では架け橋期の調査研究を行う坂町幼保小中連携協議会、これを設置しております。相互研究、相互研修をそこでも行っておるところです。

夏季休業中、夏休みでございますけれども、小学校の教員がこども園、保育園を訪れて、保育参観、保育体験、そして全体研修を行うというような取組も行っているところでございます。

しかしながら、これは一部の教員に限られておりますので、この取組を膨らませて、多くの教職員が幼保小の接続の重要性について理解する機会を広げてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「带状疱疹について再度聞く」、質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「带状疱疹について再度聞く」の件で質問いたします。

令和5年3月定例会に引き続き質問します。

前回答弁は、①予防接種法に基づかない任意の接種であるために国で検討されていること。坂町内の罹患者数は不明であること。

2点目、「不活化ワクチンの2回接種で4万4千円に助成をすべき」の質問については、「今後の動向を注視し、公的な助成については検討する必要がある、現時点では助成しない」。

3点目、2分の1を助成する場合の予算額は接種率を62%とした場合に50歳以上は7,700万円で、65歳以上の高齢者を対象とした場合、4,700万円必要であること。

4点目、当時の地方創生臨時給付金は既に使途が決まっていて使えないなどの4点が要点でございました。

その後の本町の動きについて再度質問をします。

1点目、助成を実施している自治体は689市町に達しております。本町の遅れる理由は何かをちょっと伺いたい。情報については添付資料を参照ください。

2点目、带状疱疹は免疫不足が原因とされ、本町住民は豪雨災害をはじめ、コロナ禍や物価高などのストレスが蓄積していると思われます。豪雨災害後の腰痛や肺病の悪化なども私は耳にしました。病的な対策が手薄であると思われます。基本的にどう考えているのかを伺います。

3点目、令和5年度一般会計決算は好成績で推移している。後追いでも、すぐ助成を実施すべきであると思いますが、見解を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「带状疱疹について再度問う」についてお答えをいたします。

带状疱疹は幼少期に感染した水ぼうそうと同じウイルスが原因で、加齢や疲労など免疫力の低下によってウイルスが再活性化することで発症するもので、発症率は50代以降で高くなり、70歳代が発症のピークというふうに言われております。

御質問1点目の「本町の対応が遅れている理由」、御質問3点目の「決算が好成績で推移をしており、すぐに助成を実施すべき」につきましては、以前の一般質問でもお答えをしましたが、現在、国の厚生科学審議会において、ワクチン接種による効果や安全性等について議論されており、予防接種法に基づく定期接種としての検討が行われているところでございます。

带状疱疹ワクチンは予防接種法で任意接種となっており、個人の判断により接種するワクチンとされておりますが、今後、定期接種として位置づけられた場合には、住民の方に負担していただく自己負担額が抑えられ、町が負担する費用に対する交付税措置がされることになることから、引き続き、国の動向を注視しておるところでございます。

御質問2点目の「病的な対策をどう考えているか」につきましては、豪雨災害やコロナ禍による外出自粛等の影響によるストレスなどにより支援が必要な方につきましては、保健師や地域包括支援センターが支援をさせていただいております。

住民の皆様には、健康を維持するため、十分な睡眠や栄養バランスの取れた食生活、ウォーキングや町が主催する健康講座などに御参加をいただくなど、適度な運動を行っていただき、体調に変化がございました場合には、早めに医療機関を受診し、早期治療を行っていただきますようお願いをいたします。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 助成について、今後の動向を注視して助成を考えるというのは、これは2回目の質問なんですけども、令和5年3月定例会にも聞きました。今回も同じ答弁でした。1年半たった今、全国の市町の689の自治体が実施しているわけです。どうも坂町も追従してもらいたいなということで、いわゆる町民のための対処が実態に即していないかのいうて、ただし、罹患者が何名おるかというのは私も分かっておりませんので、ただ、これは入り口が何名であろうとも、前向きに対応願いたいと思うんですが、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

答弁のとおりではございますが、国の動向を見据えながら、定期接種化についての議論が今されておりますので、その議論の動向を注視していきたいと思っております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いや、だから独自の助成はどうするかということを、今、聞いてるわけで、ぜひともそれをしてもらいたいということなんですが、要は2点目は、今、国が定期接種化の方針を示しているんですね。次のステップへ進むんですけども、それ以前に町としての助成をやっぱりやる必要があるということを先ほど申し上げてるんです。まさに689の自治体は独自にやってるわけですよ。坂町は何でじゃろうかということを、私、質問したんですが、同時に、もし次の段階でまた答弁ください。

定期接種化は国の動きを待つということなんだけど、えらい多分遅いと思うんですよ。ここの添付資料には、いつ頃からいうようなことは全然書いてないんで、1年先になるやら、2年先になるやら全然分からん、定期の接種化が。あれは全国的に行うことですから、だからそんなのを待ってては遅いんですよ。

私がどうして早う助成してくれという理由は、やっぱり町民は豪雨災害で免疫の不足が著しいと思うんですよ。罹患率がどんどん高くなってると思うんですよ。あくまでも罹患率というのは分からんのですけども、以前の答弁でも、何名の方がかかっているか分からんという答弁だったんですが、私も別に高くなってると思うぐらいしか言えないんですが、要はいずれにしてもぜひとも公費を使ってワクチンを打つようなことを願いたい。先ほどの1問目のまた確認なんですけど、どのように思いますか、ちょっと答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） これがまた同じ答弁になるんですけども、やはり昨年にも同じ質問をいただいて、町としても、議員さんの質問をいただく1年半ぐらい前に、実際にワクチン接種が始まった頃に、ストレスとかそういったもので带状疱疹を訴える町民の方がいらっしゃるというのを聞きまして、内容について検討したこともございます。

その結果、まだ、今、国のほうがそういった公式な委員会のほうで方針のほうを今から決められるということでありまして、その動向を注視するという方針で現在もやっております。

遅い遅い言われますけども、全国自治体が1,741自治体あって、689なんで、4割の自治体のほうがどのような形で補助といいますか、支援をなされているのか分かりませんが、ワクチンが高うございますんで、去年の一般質問でもお答えしましたけども、その割合によっては、何千万円も負担すると。それが毎年でございますんで、その辺りはやはり継続していかなければならないものですから、国に準じてそういったものを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） これ、最後に町長にちょっとお聞きします。

つまり災害復興について、ハードとソフト両面から対応をいろいろお願いしたんですね。ハード面では順調に私は推移してると思います。物すごく100%近いような形で推移してると。

私が申し上げるのはソフト面で、5年たった今、やはりそういう病的なものとか、生活支援にも当たると思うんだけど、その辺のやはり対策として、こういう免疫不足の町民の方に受けてあげるいうか、町として助成してあげるというのはやっぱり必要だと、私はソフト面で必要だと思うんですね。そのようなことについてはどういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 実を言いますと、私もひょっとしたら西日本豪雨災害の影響かどうかは分かりませんが、一昨年の3月に带状疱疹を患いまして、ちょうど議会の折でありまして、ちょっと触ると痛いんですよね。だから带状疱疹の痛みというのはよくよく存じております。

ちょっと余計な話になるんですけども、今、民生部長が答弁したとおりでございますので、その辺はよろしく願いいたしたいと思います。

それと、確かに災害の影響でいろいろな立場におられる方もまだおられるというふうには思っておりますけれども、いろいろな福祉政策を通じまして、対応できるもの、支援できるものにつきましては、今もしっかりと保健師さんなり、あるいはまた済生

会の地域包括支援センターなり、いろんな角度から、御相談をいただいた場合には対応させてもらっておりますので、その体制はこれからも維持していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「町長が目指すデジタル化の推進を問う」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 最後になりました。3回目です。「町長が目指すデジタル化の推進を問う」について質問させていただきます。

令和6年度町長施政方針において、「単なるデジタル化にとどまらず、デジタル技術の導入により、業務そのものを変革する「トランスフォーメーション」の実現を念頭に、「窓口改革」を重点的に進める」とあります。

そこで、最初に窓口改革についてお尋ねします。

町長及び執行部が考えていたとおりの窓口改革が本当にできていますか。まず、現在行っている取組について具体的に説明してください。

その上で、窓口改革の実施効果や初めて見えてきた課題などについてもお答えください。

さて、本年3月の定例会における私の一般質問において、町長は、「丁寧な説明が必要な高齢者等への配慮を念頭に、場面に応じてデジタルとアナログを使い分けたり、併用する、すなわちデジタルとアナログの共生による人に優しいデジタル変革を実現してまいりたい」と答弁されました。

また、令和6年度町長施政方針においても、「坂町ならではの「人に優しいデジタル変革」を積極的に推進する」と述べられています。「人に優しいデジタル変革」という言葉だけが先行していませんか。果たして町民、特に高齢者、障害をお持ちの方などが「人に優しい」ということを本当に感じておられるのか、しっかりと把握されていますか。利用者に対してのヒアリングやアンケートなどを実施していますか。実施した取組、把握した内容など、具体的にお答えください。

最後にお尋ねします。

町長が目指すデジタル化の推進は、町長が常々言われる地域密着、住民密着、まちづくりに対して、将来、どのような効果をもたらすとお考えですか。吉田町長のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町長が目指すデジタル化の推進を問う」の件についてお答えをいたします。

まず、地方自治体における窓口改革についてでございますが、総務省が示す「自治体DX推進計画」の重点的取組事項の一つに「自治体フロントヤード改革の推進」が掲げられており、「ワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進め、住民の利便性の向上と業務の効率化を推進することで、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要であるとされています。

御質問1点目の「窓口改革の具体的な取組、実施効果、課題」についてでございますが、本町では令和3年度から窓口手続改革の一環として各種証明書のオンライン取得をはじめ、子育て・介護関係手続の電子化、公共施設オンライン予約システムの導入、手数料納付のキャッシュレス化を図るなど、積極的に情報通信技術の導入を進めてまいりました。

また、今年度は保健・福祉の総合相談窓口の開設に伴う相談予約システムのほか、引っ越しや結婚など、個々のライフイベントに応じた手続内容や必要書類を事前にスマートフォンなどから調べることができる「坂町くらしの手続きガイド」を導入をしています。これらにより、何度も役場に足を運んだり電話で照会する手間が削減でき、利用者の負担軽減を図っています。

さらには、免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書を窓口で提示するだけで、「氏名、住所、生年月日、性別」の4情報が申請書へ自動で転記される「申請書作成支援システム」の導入を鋭意進めており、一般の方はもちろん、字を書くことが困難な高齢者や体の不自由な方などの窓口での御負担の軽減と時間短縮につながると考えております。

一方で、こうしたシステムの周知が十分に行き渡っていない、また、デジタル手続の操作に不慣れな方には使いにくいなどの理由から、全ての方がデジタル化の恩恵を受けられないといった課題がございます。この点につきまして、本町では一方的に情報通信システムを導入して終わりではなく、高齢者の方をはじめ、どなたでもお使いいただけるよう、窓口での懇切丁寧な説明を並行して行い、従来どおりのアナログでの対面对応もしっかりと継続していくことで、誰もが取り残されない社会の実現を目

指しております。

また、システムの導入による行政事務の効率化と業務改革を同時に推進することで、生み出された時間と労力を住民の皆様に振り向け、相談体制の充実や手厚いサポートなど、これまで以上に坂町らしい心の通う行政サービスを実現をしてみたいです。

御質問２点目の「人に優しいデジタル変革」という言葉が先行していないか、また、御高齢者等が「人に優しい」ということを本当に感じておられるか把握しているのか」についてでございますが、「坂町ならではの「人に優しいデジタル変革」」を具体的に進めるため、まずはインターネットの利用環境をお持ちでない方や高齢者等、情報通信機器の操作に不慣れな方にデジタルの利便性を実感していただくことが重要であると考え、令和４年度から初心者向けの移動型スマホ教室を計２回実施し、延べ１９０名の方に御参加いただきました。そのうち約８割が７０歳以上の高齢者で、高い御評価をいただくとともに、また開催してほしいといった声が多く寄せられております。

今後はこうした取組を持続可能なものとして継続していくため、町内の教育機関との連携を視野に検討を進めており、町民の方から直接お声を聞く機会を定期的に設け、デジタル化の推進に生かしてみたいです。

最後に、「デジタル化の推進がまちづくりに対して、将来、どのような効果をもたらすと考えるか」についてでございますが、今後は加速度的に情報通信技術が進展し、ますます私たちの生活に深く浸透してくることが想定されます。こうした中、地域密着、住民密着の推進には、行政のデジタル化は必要不可欠であると認識をしておりますが、情報通信弱者と言われる高齢者等への配慮を欠くことなく、誰一人取り残されないよう、常にデジタルとアナログの併用を念頭に、一人一人に寄り添ったデジタル改革を進めてまいり所存でございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員） 実に丁寧な御答弁をいただきました。これを、今、ライブで聞いておられる町民の方、非常に安心されておられると思いますし、また、坂町は本当に素晴らしい取組をしてるんだなというふうに感じておられると思います。

そこで、先般、１０月の末ですけれども、町長とともに行政視察をさせていただきました。その場所は保健福祉の総合相談窓口に係る先進都市であるというところでごさ

いましたけれども、そこで私もちょっと質問したんですけど、デジタル化については、やっぱり進んでおられなかったということで、坂町がはるかに進んでいるという印象を私は受けました。職員の方が本当に頑張って、一丸となって取り組んでおられるというふうに改めて強く感じたところですが、視察を御一緒させていただきましたけど、町長はあそこへ行かれまして、どのようにお感じになられたか、ちょっと一つお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 福岡県の糸島市のほうに訪問させていただいたんでありますけれども、私のほうは保健福祉の総合相談窓口ということで、施設が非常に有効に活用されておるなという印象を受けました。これは負けちゃおられんなというような印象を受けたわけでありまして、これらを将来的に、近い将来でありますけれども、保健センターの建て替えとか、改築とか、そういうことも計画しておりますので、参考にしながら、また坂町らしい、坂町ならではのそういう施設にしていきたいということを確認をした研修であったというふうに思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 今の御答弁、ますますやはりこれからこの町の発展につながっていくのではないかと思いますけれども、御答弁いただきましたことを一步一步地道に確実に取り組んでいただきまして、この先、坂町の住民の未来と幸せにつながるデジタル化の推進によって、デジタルタウン坂に一步一步近づいて、そして発展されるように御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 答弁は要らないんですか。

○4番（池脇雅彦議員） はい。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の会期は12月10日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和6年第8回坂町議会定例会が閉会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれの原案におきましても御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

私も8期目の任期が今年の2月7日で満了となります。この3年10か月現時点では余りでございますけども、災害復旧をはじめ、あらゆる施策につきまして、議会の皆様方の深い御理解と御協力、御支援、これがありましたからこそ、何とか前に進むことができたものというふうに思っております。このことにつきましても、心から改めまして感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これからますます寒さも厳しくなっておりますが、皆様方におかれましては御自愛をくださいまして、御多幸な新年をお迎えになられますことを心から御祈念をいたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和6年第8回坂町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後2時53分）